

# 官報

号外 昭和四十四年四月十八日

## ○第六十一回 参議院會議錄第十九号

昭和四十四年四月十八日(金曜日)

午前十時四十四分開議

### ○議事日程 第二十号

昭和四十四年四月十八日

午前十時開議

#### 第一 緊急質問の件

第二 自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 都市再開発法案(内閣提出)

○今日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

### ○議長(星宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 占部 秀男君  
建設委員 松本 英一君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 松本 英一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

松本 英一君

昭和四十四年四月十八日 参議院會議錄第十九号 議長の報告

建設委員 占部 秀男君

同日議長は、左の議員提出案を産業公害及び交通対策特別委員会に付託した。

公害に係る健康上の被害の救済に関する法律案(小平芳平君外一名発議)

公害に係る紛争等の処理に関する法律案(小平芳平君外一名発議)

公害委員会及び都道府県公害審査会法案(小平芳平君外一名発議)

同日議長は、左の内閣提出案を地方行政委員会に付託した。

都道府県合併特例法案

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

職業訓練法案 社会労働委員会に付託

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案

公害紛争処理法案

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案

産業公害及び交通対策特別委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を産業公害及び交通対策特別委員会に付託した。

公害に係る被害の救済に関する特別措置法案

(角屋堅次郎君外十二名提出)

公害紛争処理法案(角屋堅次郎君外十二名提出)

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

自治大臣官房会計課長 胡子 英幸君

同日内閣総理大臣から議長宛、去る五日付をもつて自治大臣官房会計課長鈴木博君は行政管理局行政管理局管理官に任命されたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

去る十五日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

建設委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

自然公園法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、自治大臣官房会計課長胡子英幸君(去る十四日議長承認)を第六十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

文教委員 沢田 一精君

法務委員 松本 英一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 占部 秀男君  
文教委員 国会法第四十二條第三項の規定によるもの 小林 国司君  
建設委員 松本 英一君  
予算委員 青柳 秀夫君  
決算委員 藤原 房雄君  
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

産業公害及び交通対策特別委員 黒木 利克君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員 大森 久司君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同和对策事業特別措置法案

昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 田中 茂穂君

大蔵委員 鬼丸 勝之君

商工委員 内田 芳郎君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 山本敬三郎君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 井川 伊平君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 堀出 啓典君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 小山邦太郎君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 柳田桃太郎君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 米田 正文君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 二宮 文造君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 藤原 房雄君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 内田 芳郎君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 米田 正文君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 田中 茂穂君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 小山邦太郎君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 柳田桃太郎君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十四年四月十八日 参議院会議録第十九号

会議 緊急質問の件

四八八

同 井川 伊平君  
同 鬼丸 勝之君  
同 堀出 啓典君  
同 上林 繁次郎君  
決算委員  
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

農業振興地域の整備に関する法律案

農林水産委員会に付託

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

旅券法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のため

の国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

可決報告書

都市再開発法案可決報告書

都市再開発法案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

行中、岡山県警、有本宏巡査が、学生の投石を頭に

に受け、ついに殉職された痛ましい悲しむべき不

祥事件、並びに大学紛争をめぐって日に増し激化

する最近の学生暴力について、佐藤総理並びに閣

僚各大臣に対し緊急質問を行なうとするもので

あります。

質問に入るに先立ち、私は、狂暴なる学生暴力

のためにとうとう一命を失われた前途有為の有本

宏巡査の痛ましい犠牲に対し、深く哀悼の意を表

し、心からその御冥福を祈りたいと存じます。

昨年九月の日大紛争における西条巡査部長の殉

職事件に引き続き、わずか半年の間に二件に及ぶ

このような不祥事件を惹起いたしましたことは遺

憾しくであります。法治国家において、このよ

うな事態の発生は絶対に許さるべきではありません。

ん。(拍手)特に理性と良識の府であるべき大学に

おいて、繰り返しのこのような不祥事態が生じたこ

とについて、総理大臣はどのように考えておられ

るか、まず、その所信を承りたいと存じます。

私は、文部大臣から本事件の経緯とその事実につ

いて報告を求めるとともに、その真相について

お尋ねをいたします。

岡山大学では、一部教官は、学園の秩序維持に

き然たる態度をとらないのみならず、正常化への

警察官の協力に反対し、あるいはまた、「警官に

守られた入試に協力できない」、かくのごとき声

明をも行なっておられるというが、これが事実である

のかどうか。これが事実であるとするならば、こ

のような教官の姿勢が学生の暴力を横行させ、今

次事件発生の原因をなしていると思うが、文部大

臣はどう見ておられるか、お聞きをいたします。

言うまでもなく、国立大学は、人材の養成と学

問研究のため、国民の血税からなるところの多額

の国費によつて設置されているものでありまし

て、東大のごときは、その額、実に一日八千万

円に及んでおるのであります。これら国立大学に

国の給与を受けて勤務しておる教官の中に、近時

容認しがたい言動をなす者が増加している事実を

指摘しなければなりません。京大井上教授は、反

代々木全学連に激励文を送つておる。あるいはま

た、革命的暴力学生集団に向かって激励演説を行

ない、最近では京大に反体制講座を開講しておる

というのみならず、事件発生後の岡山大学におい

て暴力学生を扇動する行動があったと報ぜられて

おります。また、井上九大教授は、テレビを通

し、あるいは天下の公器たる報道機関を通して、

公然と政府に挑戦し、徹底的に文部大臣と戦うこ

とを国民に向かって宣言をし、はなはだしきに

至つては、「警察は大学の敵である」と、驚くべき

言動をあらわしていただいております。いやし

くも国立大学教官の国家組織の破壊を目的とする

かかる言動が放任されて差しつかえないものかど

うか。なぜ、文部大臣は、厳然としてかかる教官

を罷免できないのか、その理由を承りたいのであ

ります。

捜査当局は、今回の警官死亡事件を殺人事件と

して扱つており、荒木国家公安委員長は閣議にお

いて、「かかる凶器を持った殺人的人物が学生と

して取り扱われていることに疑問がある」、この

ように発言されております。日大における西条巡

査部長を死に至らしめた学生をはじめ、刑事事件

に問われて起訴された数百に及ぶ多数の学生に対

しても、いまだ大学当局の処分が行なわれたとい

う事実はいまだ聞いておりません。文部大臣は一体こ

れをどのように受けとめておられるのか。さらに

は、暴力学生が不法なる施設破壊を行ない、国

家にばく大な損害を及ぼしておるこれらに対する

ところの賠償責任は一体どうなつておるのか、明

確に文部大臣からお答えを願いたい。

次に、法務大臣に伺います。

学生暴力事件の処理状況はどうなつておるか、

西条巡査部長致死事件容疑者の審理状況は一体ど

うなつておるのか。さらにまた、今回の有本事件

の捜査の方針、近時、人民裁判にまで発展をして

おる過激な学生集団暴力の横行に対する今後の対

策等について、法務大臣と国家公安委員長の所見

をお聞きしたいと思う。

岡山大学の事件は、単に同大学のみの特長な問

題ではありません。現在わが国の大学紛争の共通

の基盤に立つところの問題として理解しなければ

ならないと考えられるが、文部大臣は、大学紛争

のよつて来たる基本的な原因及びその背景につい

て、どのようにその実態を把握されておるか、お

聞きをいたします。さらにまた、今次の事件につ

いて、大学当局に対して具体的にいかなる措置を

とられたのか、今後の対策とあわせてお答えをい

ただきたいのであります。

思うに、大学紛争そのものよつて来たる原因

の究明、大学制度の根本的な改革等につきまして

は、慎重、周到な答弁を要するといつたしまして

も、いやしくも、わが国の最高学府たる大学にお

いて、過激な学生の暴力行為が横行し、これに対

し大学当局が何ら責任ある措置を講じようとしな

い今日の事態というものは、何としても異常であ

ります。一般国民の間には、文部当局は大学に対し

て寛容に過ぎるのではないか、指導監督が手ぬる

いのではないか、などの疑問を抱くものが多いの

であります。また、今日の事態を招いた責任の一

半は、文部当局の優柔不断にあるとの手きびしい

批判の声さえあがっております。ゲバ棒をかつぐ

学生の集団行動が公然と街頭において行なわれ

て、これが放任されておることについても、治安

上国民は割り切れないものを感じており、わが国

の民主主義と国家存立の基盤そのものを危くする

のではないかと憂慮されるのであります。理由

のいかんを問はず、このような暴力行為は早急に

根絶させねばならないと考えるが、総理大臣の確

固たる所信を承りたいと思つております。

さらに、この問題と関連して、せっかく入学試

験を実施して新入生を迎え入れながら、入学式に

乱入して妨害が行なわれ、さらに暴力学生の施設

占拠等によつて新学期の授業開始のめどすら立つ

ておられない。しかも、何らなすところなく新入生

に自宅待機を命じている大学が数十校にも及んで

おります。善良なる学生就学の権利を奪い、父兄並びに社会に重大な不安を与えていることは放置できない問題であると思ふ。文部省はいかなる措置を講ずるつもりか、この問題についても明確にお答えいただきたいのであります。

大学紛争は、学内から学外における政治闘争に発展しつつある。騒乱罪の適用を見るに至った新宿事件をはじめ、集団暴力行動は次々とエスカレートしつつあります。彼ら全員がヘルメット、軍手に身を固めて、その用いる凶器も、角材、石塊、鉄棒、鉄やり、火炎びん、劇薬、爆薬など、ますます兵器的な要素を加えて、大学を占拠する革命闘争は社会的秩序にまっとうから挑戦し、その戦術はますます強烈先鋭の度を加えております。

さらに、ここに注目をしなければならぬことは、個別的学園紛争から全国の大学を結ぶところの集団的闘争に移行しつつあることとあります。来たる四・二八沖縄記念日を中心として全学連、労働者、高校生を結合する大規模かつ同時多発的な騒乱計画が立てられており、さらに外相の訪米阻止、ASPAC粉砕、首相の訪米阻止等、一九七〇年を目ざし、ますます活発化の様相を濃くいたしてゐるのであります。治安当局はこのような情報をどのように把握されておるか、お答えを願ひたい。

長期化し、かつ激化する暴力学生集団の多額の資金源は一体どこに求められておるか。今後これら国家組織の破壊をねらうところの過激派学生の暴力に対してどのような方針で臨まんとしておるか、法務大臣、国家公安委員長の所信を承りたいと思ひます。

次に、一昨年の第一次羽田事件以来、学園内外における学生の暴力行動による警察官の負傷者はおびただしい数にのぼっております。治安出動の状況、負傷者の数、重傷による入院加療の警察官、あるいは後遺症のため職場復帰不能の警察官、これらはどういふ状況にあるのか。これら負

傷者に対する見舞い、家族の援護等は一体どのように行なわれておるか。また、殉職警察官に対する弔慰、褒賞、遺族補償などは遺憾なき措置がとられておるか、国家公安委員長からお答えを願ひたいと思ひます。

国民の生命財産を守り、社会秩序維持の任務を有するところの警察官にこのようなおびただしい負傷者や犠牲者を出してゐる反面、大学当局みずからが紛争を処理しようとする自覚と責任感を欠いて、かえつて警察を敵視する言動すら行なわれておる。このことは、国政の任に当たるところのわれわれといたしまして、まことに申しわけのないところである。このようなことから、警察官全体の士気に影響を与えることがあつては由々しい問題であると思ひますが、その心配はないのか。佐藤総理大臣並びに国家公安委員長からお答えを願ひたいのであります。

最後に、総理の決意のほどをお聞きしたい。

いまや最も急を要することは、いかにして大学の管理体制を確立し、破壊的集団暴力を排除して学園の秩序を回復し、すみやかに国民の信頼と期待にこたへるかということとあります。もはや政府は、重大な決意をもつて対処しなければならぬ段階にまで来たとおもう。法と秩序の維持とを重大政策とするニクソン米大統領は、去る三月二十三日、学園の暴力排除に関して重大声明を行ないましたが、その内容は、学園の秩序維持に対し、裁判所、大学当局のき然たる態度を要請するとともに、不法学生については、除籍を含む厳正なる処分の実施を求めるものであつて、目下米十八州においてそれぞれ立法措置が講ぜられておるのであります。現下わが国内の現状にかんがみ、国家将来を思うとき、政治の最高責任者たる佐藤総理大臣の責任は重く、佐藤総理大臣の強いリーダーシップと決断が強く望まれるところであります。はたしてどのような佐藤総理の決意があるのか、具体的措置をどのようにとられよう

してゐるのか、国民の前に決意を明らかにされんことを希望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤作次郎登壇、拍手〕  
○国務大臣(佐藤作次郎) 答弁に入ります。先立ちまして、有本警部補の殉職につきまして、心から哀悼の意を表し、御遺族に對しましてお見舞いを申し上げる次第でございます。

昨日も衆議院におきまして申し上げたとおり、大学構内における学問の自由とは全く無縁の暴力が横行し、しかもそれが長期間放置されてきたところに問題の根源があります。私は、民主主義体制を維持することは国民すべての願ひであること、それを確信し、き然として暴力はきびしく排撃する、そうして社会秩序を守り抜く決意であります。

現在の大学は、一般社会と切り離してこれを考えることは許されません。大学も教師も学生も、それ相應に社会に對して責任を負つており、何人もその責任を免れることはできないのであります。学生だからといって無軌道な暴力を放任すること、やがてわれわれの血と汗の結晶である民主主義国家を根底からくつがえす結果となりかねないのであります。国民各位はこの点をしっかりと認識され、それぞれの分野で暴力を否定する、排撃するその機運を盛り上げていただきたいと念願いたしております。政府は、当然、その責任におきまして、治安の維持にあたりましては、尽くすべきを尽くし、社会不安を一掃して、国民各位の期待にこたへる決意であります。

大学は、本来、学問をするところであつて、暴力とは無縁なところでありまして、その大学におきまして暴力事件が発生した場合、これを取り締まるのは警察の本来の任務であります。今回の有本警部補の殉職事件によりまして、第一線の警察官は、民主主義を守り抜くというその職責の重大さについての自覚を新たにし、その士気はますます高揚してゐると聞いております。国民の皆さまも御安心をいただきたいと思ひます。大学当局者

は、その管理責任を全うするために常に警察当局と緊密な連絡をとり、学園の秩序維持に積極的な全力をあげていただきたいと思ひます。私は、他のいかなる手段を用ひましても、民主主義社会にまさる理想社会を達成することは不可能であると確信いたしております。この信念のもと、政治の最高責任者としての責任を遂行する決意であります。

現在の学園紛争は、大学が急激な社会の変化に對應できなかったということもありますが、同時にあらゆる既成の秩序を否定する破壊主義、暴力主義がこれに乗じて全国各地の学園紛争をリードしているところに混乱の原因があります。しかも、管理者がこれを放任しているところに、ますます事態を重大化し、悪化させていると、かように考えます。

もとより学校制度は、国家百年の計を定めるものであり、進歩する社会に對應し得るよう、慎重に改革をはかつていかなければなりません。が、学園の秩序維持という問題は、学園の自治とともに学校当局者の本来の責任であり、義務であります。そこに学園の自治もあるべきであります。少なくとも学園を、まずあるべき姿に取り戻すよう努力することが、何よりも肝心であります。どんななりつぱな制度、法令をつくりまして、これを守る気持ちがあれば、仏つくて魂入れずのことわざどおり、教育は文字どおり形骸化することにもなりましよう。学校当局、教師、学生、これが一体となつて、学校を学問をする場に戻すことにつきましては最善の努力を払い、しかる後に、何ができて何ができないのかということを見きわめる必要があります。いたずらに政府の介入を忌避したり、おそれたり、それ頼みしたりしては、ほんとうの教育の再建ができることは私は思ひません。もとより民族の将来にとって一番大切なこの問題に對し、政府もまたた手をこまねいて傍観することは許さるべきではありません。今後積極的に適宜適切に、必要な措置はとりませんが、

昭和四十四年四月十八日 参議院会議録第十九号

緊急質問の件

四九〇

もう一度、国民各位に対して現在の学園紛争問題を、自分自身の問題として真剣に考えていただくよう心からお願ひいたしましたものであります。私は、今日当面する政治課題でこのくらい重大な課題はない、かように思ひ、ただいまこれが対策に心を砕いておる次第でございます。皆さまの御協力をこの上にもお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂田道太君) 岡山大学におきまして、学生の暴力によりまして、とうとう人命を失うようなまことに不幸な事態を惹起しましたことに對しまして、文部大臣として責任を痛感するとともに、故有本警部補並びに御遺族に對しまして心からおわびを申し上げる次第でございます。

この岡山大学における経緯でございますが、岡山大学では、昨年九月以来、校内での学生逮捕事件に端を発し、道路上にバリケードを構築、全学授業放棄、施設の占拠、封鎖など、紛争が続いておりましたが、本年に至りまして、一部学生により、二月十五日学生課長、二月二十五日教養部教官に対する集団暴行傷害事件が発生いたしました。岡山大学長は、三月三十一日、二つの暴行傷害事件について学生十数名を告発いたしました。四月の十二日早朝から岡山県警は告発に伴う強制捜査を実施いたしました。学生約百五十人は警官隊に激しく投石をして執行を妨害いたしました。その際、学生の投石により警官多数が負傷をし、そのうち、有本巡査が頭部に直撃を受けて重傷を負い、同夜死亡されたわけでございます。

この背景でございますが、大学といいたしましても、また国民といいたしましても、受験者といいたしましても、非常に大事な入試を実施いたします際に、岡山大学におきましては、これに對しまして、警察官に守られるような入試は協力をできないという声明を発表いたしましたことは、御案内のとおりでございます。警官に守られなければやれないようなそういう大学自体が自主性を失っておる

にもかかわらず、そういう国民的責任、大学人としての責任というものを果たさないで、そうしてそのような非協力の態度を示すというふうなところにも問題があるわけでございます。いわゆる警察官アレルギーで大学の教官がこのような入試実施に非協力の態度をとるということは、私は許されないことだと思っております。今回の事件は、このような警察アレルギーの影響から、大学当局が学内の暴力行為にき然たる態度を示さず、長期間これを放置していたことに根本原因があると私は考えるのでございまして、このようなことが起こらないように十分今後とも強い指導をいたしてまいりたいと存じております。すでにこのことにつきまして、岡山大学に對しても勧告をいたしておるわけでございます。

また、岡井上教授の暴力学生を支援する言動についてのお尋ねでございますが、しばしば私はこの参議院におきましても申し上げておりますように、国立大学の教官が学生の暴力行為を容認し支援するがごとき言動を行なうということが伝えられておるわけでございます。これはまことに遺憾なことでございます。これらの行為が、しかしながら国家公務員法等の法令に触れるかどうかは、人事院等の関係機関とも協議をして、さらに検討をいたしておるところでございますが、少なくとも、これらの法令の精神から、国家公務員として、また、教育者として妥当な言動ではないと考えております。

国立大学の教官の懲戒等の処分につきましては、教育公務員特例法の定めるところに従いまして、大学管理機関がこれを審査することになっておるが、大学当局に對しましては、文部大臣として、適切な措置をとるよう、十分指導強化をしてまいりたいと思っております。しかし、教育者としてあるいは大学の管理者として、あるいは国家公務員として、国民に對する奉仕、全体の奉仕者であるべき人が、法令に触れないならば何でもやってよろしい

かというところに、私は、問題があると思つてございまして、最高学府の教官たる者は、むしろ一般社会市民よりも高いモラルというものが要求をされ、それが前提となつて、今日のような教育公務員特例法上の恩典があると思つてございまして、しかるに、このような恩典を忘れまして、一般市民社会において、通常常識では考えられないような言動、行動をするということ、ここにこそ今日の学生問題の真因があるのであると、私は思つてございまして。(拍手)このことは、やはり広く一般国民自体の御協力を願ひまして、国民の常識をもつてやはり批判をするということこそ、私は、教官にき然たる態度を取り戻させ、あるいは良識を取り戻させ、そうして大学管理に對しましても、き然たる態度をとることができるようになろうかと思つてございまして。

大学は、教育上必要があるときは、教育の手段として、学生の懲戒処分を行なうべきことは当然でございます。特に大学の内外を問わず、秩序を乱した学生に對しましては、大学は、これらの学生を教育するといふ社会的責任から、その学生としての責任をきびしく追究し、必要な懲戒処分を行なうべきであると考えます。従来、ともすれば大学が学生の暴力をおそれるあまり、処分の実施をちゅうちょし、あるいは適正を欠き、そのことが学生の暴力行為をさらに激化させる一因ともなつておることに気がしまして、今後大学が必要ない処分を厳正、かつ的確に行なうよう、各大学に對し、強く指導してまいりたいと思ひます。

なお、岡山大学におきましては、今回の事件に關し、厳正な処分を行なう決意を表明しております。また、東京教育大学におきましては、自治会の委員長と副委員長とを無期停学の処分いたしましたことも、あわせて御報告申し上げておきます。

現在の大学紛争のよつて來たる基本的な原因につきましては、ただいま總理大臣からお答えになつたとおりでございますが、今日、学生数あるいは量が拡大し、あるいは質的にも変化し、学生の意識が変化し、あるいはこれに對して大学当局が対応できなくなつた、社会的要請に對してこたえられなくなつてきた、るるございすけれども、やはり何と申しましても、一部狂暴な、暴力でもつて自分たちの政治的主張を貫こうとする、そして大学を拠点としてこれを行なう、こういう野望を持つ学生によつて、今日の紛争がエスカレートしているというふうに認めざるを得ないのでございまして。したがひまして、これに對しましては、ただいま申しましたように、まず第一に、大学人みずからが、き然たる態度でもつて、この国民的課題にこたえるということが、私は第一だと思つてございまして。なまぬるいというおしかりも、当然私も甘受いたしますけれども、しかし私は、やはり大学というところは、どこどこまでも権力的なやり方ではなくて、やはり自主的なやり方を待つということが第一義かと思つてございまして。しかし、どうしても第一義的な、そういうふうな自主的期待にこたえ得ないような状態に至つた場合におきましては、何らかの強い措置をとらざるを得ないことを申し上げておきたいと思つてございまして。

入試を実施し、新入生を迎えながら、暴力学生の占拠等によつて、授業再開の見通しを持たず、自宅待機をしている学校についてのお尋ねでございますが、許可をしたまま授業開始がおくれている大学は相当数ございますが、新入生を自宅待機等の形でだけ放置しておくことは、単に授業がおくられるばかりではございせん。新入生にさまざまな悪影響が及ぶことも考えられますし、父兄等に非常に不安な気持ちを与えるのでございまして、文部省といいたしましては、さきに、七日行なわれまして学長会議におきまして、一日も早く紛争解決をし、教育を正常化し、そしてやはり文部当局とともに、秩序回復をはかり、かつ教育の正常化にき然たる態度でもつて臨んでもらいたい

ことを、強く指導、説示いたした次第でございます。

こういふうちに、学生の投石により機動隊員の死を招き、あるいは自衛官の入試を拒否する、あるいは大阪教育大学等に見られるように柏原課長の人民裁判みたいなことをやる、あるいは国有財産の破壊、たとえば、東大のごときは、これは四億五千万円以上も損壊する、あるいは東京教育大学がもう長い間授業を行なわない。こういう事実は、結局、何の原因かというならば、大学人の暴力に対するき然たる態度の欠陥と言つても過言ではないと、私は思うのでございまして、大学は、先ほども申し上げましたように、本来理性の府として、それにふさわしいモラルのゆえに、その自治が社会的に認められてきたわけでありまして、しかし、いま、みずからは理性の府からすべり落ちていながら、大学の自主性を尊重を叫んでおられるのです。大学の自主性は大学人の社会的責任を伴つて初めて主張できるものであり、上記の諸事実から考えまして、はたして大学人が暴力学生に対する規制、大学の運営について、その社会的責任を果たしておるかどうかが、私は、これにつきまして、今日まであらゆる機会を使って指導、助言をしてまいりましたけれども、国民の期待、あるいは国民に対する私の責任が、もしどうしてもこの指導、助言というふうなことで果たせない場合におきましては、ある程度の強い措置を考へざるを得ないことを申し上げて、御答弁にいたしたいと思つた次第でございます。(拍手)

〔国務大臣西郷吉之助君登壇、拍手〕

○国務大臣(西郷吉之助君) お尋ねの第一点でございますが、学生暴力事件の処理状況についてお答え申し上げますが、検察庁におきまして、本年一月以降現在まで発生いたしました学生暴力事件の処理状況は、検察庁で受理をいたしました学生総数は二千百十一名でございまして、それに対しまして勾留請求をいたしました学生数は千五百六十五名でございまして、なお、このうち勾留の容認されたものは千八百八十七名と相なっております。なお、今日まで処分済みの学生の総数は千四百八十八名でございまして、その内訳は、起訴されました学生は六百九十二名、家庭裁判所に送り込まれた者百五十四名、不起訴と相なりました者二百二名でございまして、なお、そのほかに現在捜査中の学生の総数は千六百三十三名の多きに達しております。

次に、西条巡査部長致死事件容疑の審理状況について御質問でございますが、これに対しましては、東京地検においても、西条巡査部長の殉職事件につきまして、警察と協力いたしまして、警察から送られてまいりました被疑者十名の送致を受けまして、捜査の結果、そのうち九名を公務執行妨害並びに傷害致死で東京地裁の公判を請求いたしております。なお、公判請求いたしました九名につきましては、目下東京地裁で審理中でございまして、そのうち一名の被告については分離いたしまして、去る四月四日懲役二年六月執行猶予二年の判決を受けております。

第三点といたしまして、有本事件の捜査の方針いかんという問題でございますが、この事件はきわめて重大な事件であると思つて、検察庁におきましても警察と緊密な協力のもとに、全力をあげまして本件の捜査処理に当たつておりました。現在岡山地検におきまして公安係検事を長といたし、そのほかに専属の六名の検事をこれに配置、さらに検察事務官十三名をもちまして岡山大学事件特別処理班を編成いたしまして、万全を期する体制で現在努力しております。

次に、お尋ねの最近の学生集団暴力の横行に対する今後の対策いかんという点でございますが、ただいま文部大臣もいろいろお述べになりましたが、最近各地におきまして学生による集団暴力事件が相次いで起こりましたことはまことに遺憾にござい存じます。いま文部大臣も言われましたが、このような学生による暴力を徹底的に排除いたすためには、いろいろ問題があると思つて

けれども、かような学生による集団暴力が大学という特殊の地点に根拠を置いてやっておりますので、私は、この際、学生暴力集団の排除のために、その大学当局がき然たる態度をもつて臨むことが一番大事ではないかと考えております。法務当局といたしまして、これらの集団学生暴力事件に対しまして鋭意努力をしまつておりました。が、今後ともこの学生集団暴力に対しましては、暴力絶対排除の見地から強い態度をもつてこれに臨む所存でございます。

次に、いわゆる四・二八沖繩闘争を中心としての学生の集団暴力活動に対する情報はどうかという点でございますが、御指摘のように、最近の暴力集団はますます激しくなり、かなりの資金を擁しておると思つてございまして、この四・二八沖繩闘争に關する情報ももちろんつかんでおりますが、その他多数の情報もございまして、けれども、なお現在の情勢では、その情報もきわめて流動的でございますので、今後さらに的確なる情報をつかみまして、万全を期してまいりたいと思つてございまして。

さらに暴力学生集団においては多額の資金を使つておるが、その資金源はどうかというお尋ねでございますが、いわゆる暴力学生集団の資金源につきましては、彼らの団体内部におきましても極秘にするというふうな慎重な態度でございするから、的確にその全貌をつかむことはきわめて困難でございますが、その中で、おおむねその団体加盟の加盟費あるいは機関誌等の出版物の売り上げ代金、あるいはその他各種のカンパが大体の基本財源のようでございますが、最近におきましては、個人または特殊の団体からの支援、寄付等も仰いでおるような傾向が強く見受けられるのであります。

さらにお尋ねの、この過激学生の暴力に対しましてどういふ方針で臨むかという点でございますが、これらの多数の各地に起こつております学生による暴力行動に対しましては、まことに遺憾

しごくであり、法務当局といたしましては、法秩序維持の立場から、今後ともかような過激な学生暴力集団に対しましては、この鎮圧のために全力をあげてまいりたい所存でございます。(拍手)

〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答えを申し上げます前に、私もまた治安当局の責任者としていたしまして、前途有為な本警部補の殉職に対しまして、まことに残念にござい、惜しい人をなくしたと、つしんで冥福を祈り、さらにまた、全国各界から寄せられました御同情に対しまして、この席を拝借して厚く御礼を申し上げます。

すでに総理大臣その他からお答えがございまして、重複する部分もございまして、なるべく重複を避けまして、治安当局の立場からお答えを申し上げます。

まず第一に、今度の岡山大学事件の背景、原因ないしはそれに対する対策、総理から総括的にすでにお話がございましたが、私の立場に立ちましてお答えを申し上げます。岡山大学におきましては、昨年九月十七日より過激派学生によるバリケード封鎖が行なわれており、その後、これらの学生の暴行は、次第にエスカレートしていったのであります。そのため、卒業式も中止のやむなきに至つたばかりでなく、今年二月二十五日には学生課長が、また三月二十五日には教養部長事務取扱が、暴力学生によって暴行を受けるという事実まで発生したのでございまして。したがって、大学当局もようやく、三月三十一日に至りまして、これら教職員に対する暴力事件についての告発を赤木学長名で行ない、岡山県警察ではこの告発に基づきまして、逮捕状、捜索差押命令状、検証令状を得まして、去る四月十二日、学内の強制捜査を実施したのでございまして。

御存じのとおり、有本警部補の殉職事件は、この強制捜査を妨害しようとした暴力学生の投石によつて引き起こされたものでありまして、このような事態となりました原因につきましては、いろ

昭和四十四年四月十八日 参議院會議録第十九号

緊急質問の件

四九二

いろいろな問題が伏在しておることは、申し上げるまでもないところでございますが、当面特に重要な原因として、すでにお話も出しましたように、この際指摘される問題といたしまして、大学の自治や学問の自由と何のかかわりもない、しかも有害な過激派学生の暴力を長期間放任してきた岡山大学に限らず、全国のあまたの大学当局の姿勢であると考えるのであります。すなわち国立、公立の大学について申せば、「官吏又は公吏は、その職務を行なうことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならぬ」という刑事訴訟法第二百三十九条が公務員に課しておりますところの告発の義務をすら履行しないでまいっておるのであります。国民からその管理を付託された大学施設が、暴力学生によって不当、不法に占拠されても、それを排除して国民に対する責任を果たさずともしない。さらにまた、警察官等に当たったならば死に至るであろうという殺人的な投石その他の暴力行為をあえてした学生の処分もしないままに、これらの暴力学生を放任してきたというところでございまして、このような大学当局の姿勢が、過激派学生の暴力行為をエスカレートさせたところの最も重要な原因の一つであると存するのであります。したがって、この種事件についての今後の対策としましては、最も必要だと思えますことは、これまたすでにお話しましたように、全国の各大学当局が大学管理者としてなすべきこと、つまり犯罪の告発、学内における不法占拠等に対する退去命令等の措置、警察活動に対するアレルギー症をなくした立場からの協力、暴力学生に対する処分等の諸措置を的確に行なつてもらうことによりまして、暴力排除についてのき然たる態度を示してもらうというところであります。そして同時に、総理のすでに答えられましたとおり、国民一般、各界各層におきましても、暴力許すまい、不法行為を許すまいという国民的信念を議会制民主主義の根底をつちから意味において、もつともつと高めていただくという背景のもと

に、警察の責任も行なわさしていただきたいと念願するものでございます。(拍手)

なお、申すまでもないことでございますけれども、本来警察は、最高学府といわれる大学とは無関係であるべきものであります。何にも問題がないのに、このこと出でいくなどという警察権の越権行為は法律上許されず、あくまでも法の命ずるところに従ひまして、法の範囲内において不法行為があると思料するならば、当然に大学といわず、大学の内外を問わず、あるいは町の問題にいたしましても、あらゆる不法行為に對し、あるいはあらかじめこれを予防し、あるいは制圧し、あるいは犯人を逮捕し、ということでも国民生活を守り、大学を守るといふ立場であることは申し上げるまでもないところでございますが、とかく大学アレルギーなどということが、いかにも民主的な進歩的な発言であるがごとく誤認されているやにも懸念いたしますので、あえてこのことを蛇足ながら申し添えさせていただきますと思ひます。

第二番目には、今回の事件の捜査の方針、考え方、人民裁判まで発展している問題もあるようだが、そのことについてどう考えるか。このことについては、すでに法務大臣からもお話がございましたが、有本警部補殉職事件は、暴力学生の投石によりとうとう人命が失われたきわめて重大な事案でございまして、殺人事件として捜査いたしております。岡山警察では、当時現場にいた警察官、大学教職員、学生などの目撃者の取り調べや現場写真などの証拠の検討を行ない、県警の全力をあげて犯人を検挙すべく鋭意捜査を進めているところであります。

また、先般の大阪の教育大学の問題につきましても同様人権がじゅうりんされ、自由に対する侵害の事実が起きておりますので、これに對しまして、刑事訴訟法の規定により、告発義務を課せられて、刑事訴訟法の規定により、告発義務を課せられて、捜査協力もむろん得られませんが、これに對し、初め捜査は難航したにもかかわらず、これに對し

ても警察の職責を果たすべく全力を尽くしておるというところをお答え申し上げます。

第三番目に、七〇年を目ざしまして活発化した様相を呈している、このような事案についての考え方、これは法務大臣から万々お答えがございまして、重複を避けまして、お答えすることを省略させていただきます。

一昨年の第一次羽田事件以来の治安出動の状況等、負傷者、重傷者の入院加療その他の問題についてのお尋ねでございますが、第一次羽田事件から現在までに、警察が治安警備に出動した件数は、約一万九千件でございます。これに出動した警察官数は、延べ二百万をこえておるのであります。このうち相手方の投石、角材、火炎びんなどによって負傷した警察官は、殉職者が二名、これを含みまして一万二百五名に及んでおります。(発言する者多し)

さらに、このうち十一名は頭部の打撲、頸骨骨折などの重傷により、現在もお入院中でありま

す。なお、後遺症が残り、執行務に支障のある者につきましましては、職場復帰訓練を施し、軽度の作業に配置がえをさせるなどの措置をとっておるのではありませんが、今後さらに、このたび建設されることとなつておりますリハビリテーション施設の運用とあわせて十分に配慮してまいる所存でございます。

以上、重複を避けまして、私の関係する立場からお答えを申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 大和与一君。  
「ちよつと待つて……」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(重宗雄三君) 大和与一君。  
「大和与一君登壇、拍手」

○大和与一君 私は、日本社会党を代表しまして、米軍機墜落を中心とした質問をいたします。ただいまは、政府並びに議長さんの不手ぎわに

よつて、たいへん混乱をしましたが、私は、質問を少しくらい超過しても、議長さんも、総理も、文句を言う資格はないという確信をして、質問に入りたいと思ひます。

私は、まず、外交の基本姿勢について、次に、核抑止力と安保体制について、次に、安保条約と事前協議について、詳しくお尋ねをいたしたいと思ひます。

第一に、今日たまたま、最も重要なことは、かつて日本帝国主義は、中国民族主義を敵として敗れたという認識に立てば、直ちに、日中戦争状態の終結、日中国交回復による両民族の平和共存を考へることが、日本外交の第一義であると思ひます。これに反して、敗れたのは原爆のためで、中国には勝つたのだという認識に立てば、アメリカの核のかさの下にいさえずれば、中国の復讐から安全だと思ひようになる。私は、日本国民の圧倒的多数の真実の声を、前者を賛成すると信じているが、佐藤総理の見解を承りたいのであります。

第二に、佐藤総理は、核の抑止力が、日本の安全にとつて絶対だとしているが、あの質問によつて明らかにするように、私は、それは間違いだと思つてゐる。それよりも、いまからでもおそくないから、非核三原則を世界に宣言するために、国会ですみやかに議決することが、日本の平和と安全にとつて、まずとらるべき第一の道だと思ひますが、いかがですか。

第三に、今回の事件に關して、まだ真相が十分に判明していないのに、総理、外相は、朝鮮人民民主主義共和国の過剰防衛という意味の発言をしたが、さきに政府は、プエブロ事件のときには、何となく、アメリカの言い分だけを聞いて、公海上にありと勇み足をした経過がある。総理は、この発言を取り消すつもりはないか。アメリカが、常時日本を基地として、スパイ行為を企てたことをしていることを、政府は認めておるのか。いかなる報復処置がなされるかと、国民は非常に不安におびえている。この行為に對して、アメリカと、



情報収集その他のことについて、国民の不安を除くために、あらためて具体的に協議をする意思はないか。

第四に、佐藤総理は、政府が非核三原則を政策として打ち出したことは、可能にする前提として、沖縄基地を含むアメリカの戦争抑止力が、アジアの平和と安全に有効に働くという保証があったからだと言ったが、私は、初めからアメリカの核抑止力を認めた上で、沖縄の返還について対米交渉を行なうというのでは、沖縄の復帰に對して、核抜き要求をできる筋合いも権利もないと思うが、首相はどうか。

第五に、きょうだいである岸元首相のワシントンでの発言に對し、あわてて取り消した総理の腹を、私はこのように読んでゐる。すなわち、十一月にニクソン大統領と會う、その取りきめた結果を条約や交換公文にすれば、国会の議決を必要とするので、共同声明として、運用上は、米国の要請によつてはイエスのあることも認めたら、米国の主張であるとしておこなふ核の持ち込み配備自由と、沖縄からの自由発進も、事前協議のワク内で法的には処理できるのではないかと考えておるのではないかと。この予想が当たるかどうか、総理の見解を承りたいのであります。

第六に、逆に総理の耳には痛いことでは、アメリカは核の自由使用を認めなければ沖縄を返す意思は全くない。これを佐藤内閣がのめば、日本国内は騒然となつて、佐藤内閣はつぶれる。だから、返還されないでこのままでも、佐藤内閣はつぶれるが、あとは保守党内閣が続くのだから、アメリカとしては痛くもかゆくもないという観測があるが、総理はいかにお考えになりますか。

第七に、第四次防衛技術研究開発の中で、予算措置として渡洋輸送師団の編成があげられてゐる。また、空中レーダー基地、移動レーダー基地をつくるために、AEW機が電子機をばいひ込むことになっている。また、日本には、アメリカの通信基地が四十七カ所、自衛隊の基地が百十八カ所もある。国内のメーカーである明和産業で、PX-1という輸送用の飛行機をつくる計画もある。そこでお尋ねするが、今回の軍用機の墜落でびんとくることは、アメリカと一緒に情

報収集やスパイ行為的なことをやらせるのではないか、これをお尋ねする。

次に、国内では移動ということばが普通使われるが、渡洋とは一体どこまで出張するのか、範囲と、何をするか、内容を聞きたい。

次に、近代戦のためのヘリボーン作戦のため、ヘリ空母の計画はどこまで進んでいるか、教えてもらいたい。

次に、明和産業のPX-1は武器の輸出ということで指導しているかどうか、返事をもらいたい。次に、通信基地の態様と機能を詳細に公開してもらいたい。これは防衛庁長官からも願ひしたいと思う。

第八に、アメリカは少なくとも、中国あるいは他の社会主義国が必ず攻撃してくるという前提で、一貫して敵視政策をとってきたために、これに對する軍備力の充実と核戦力の完全な配備をしていくというところは、総理もすなおに認めざるを得ないと思うが、いかがであるか。

次に、核の抑止力についてお尋ねします。

私は、核の抑止力が侵略の起らない理由であるという政府の見解は間違ひだと思つてゐる。たとえば、ソビエトの核の開発が、初めのころは核の脅威が少なかった。一九五〇年代後半にはソビエトの核が大きくなってきたので、それ以来今日まで、アメリカの核抑止力があつても、もう日本の安全を保障するためには十分な条件でなくなつたと思ふが、総理の見解を承りたい。

次に、キューバの事件は、核があるために危機になつた。ソビエトの立場からすれば、日米六〇年安保の改定があつたので、万一核戦争になつたとしたら、日本国民は全滅し、当時でもアメリカの国民の三千万人以上を蒸発させた。私は、皮肉にも、核を十分に持っている両国が、核は絶対に

使つてはならない、人間の命はとうとい、核ほどおそろしいものはない、できたら核はなくしたいと悟つて、人間の知恵が戦争を回避させたと思ふ、核兵器の抑止力ではないと思ふが、総理の見解を聞きたい。

次に、この教訓は、一九七〇年代の米中関係にも全く同じことが言えると思ふ。アメリカが、いままでと同じように、中国に對する核抑止力政策を続ける限り、日本は安保体制を廃棄し、一切の軍事基地を撤去しない限り、日本の安全は絶対に保障されないというところは、明快な論理だと思ふが、総理の見解を承りたい。

次に、沖縄が返還されて本土一本になつたときに、アメリカにどんな形で核の自由使用を許したならば、アメリカがソ連に要望したように、中国がどの元へ突きつけられたあいつちを取り除いてくれとアメリカ並びに安保体制下の日本にも要求してくるだろう。そのときに総理は何と答えるか、見解を聞きたい。

次に、中国は過去において核の開発をしたときに、中国から先に使うことは絶対にないと言明に宣言した。そのとき中国は、アメリカにも先に使わぬと宣言をしなさいと要求したが、アメリカは今日に至るまでその要求を拒否している事実がある。アメリカはなぜしないのか。日本は、アメリカにその宣言を迫つて、確言を今日までなぜとらないのか。これでは、日本はますます戦争へのどろ沼にすてに一歩足を踏み込んでいくことになるではないか。核兵器は抑止力ではなくて戦争挑発への兵器である私は確信するが、総理の明快な答弁をお願いしたい。

次に、仮説の一つは、もしアメリカが、ロストウ氏が実際にあり得ると言つたように、中国に核限定攻撃を加えた結果、中国の反撃があれば、日米安保体制下の日本列島は瞬間に蒸発してしまうというケースが考えられるが、それでもなおアメリカの核の威嚇の下での抑止力にたよつていさえずればよいと考えるのか。ぼつぼつ、私の話を聞いて

で、安保をやめたいという気持ちになつてきたのではないか。総理の見解が承りたい。(拍手)

次に、仮説の第二は、日本の安全保障が最大の危険におちい入るのは、中国の核能力が日本列島を蒸発させる実力を持ったときである。すでに力があるかもしれない。この危険が実現する条件は、中国の長距離ミサイルがアメリカ本土に届き始めるか、潜水艦からのアメリカ本土へのミサイル攻撃の力を持ったときである。なぜならば、そのときにアメリカの軍関係者はいづゆる予防戦争を考へるのが常識である。いまのうちにたいてしまへと考えないと思ふが、総理の見解を承りたい。

次に、以上、核抑止力が「へ」の突つぱりにもならぬことを明快に解説したつもりだが、私は政府に對して一つの考えを提示したい。日本から一切の核をいかなる理由があつても取り除く。自由使用も絶対にいけない。政府は、まず安保条約離脱の方向で日本の中立化に良心的に努力をする。条約離脱の時期は、私は今日たたいま直ちに離脱せよと強く要望するのだが、核抑止力の好きな総理といへども限界がある。その時期は、おそくとも米中関係がこのような核の勢力の均衡状態に近づくと前でなければならぬ。これは絶対不可欠の大原則である。そうでなければ、一刻も早く日本社会党に政権を譲る以外に日本の平和と安全を守る道はないと確信をするが、総理の大胆な見解を承りたい。

次に、事前協議についてお尋ねします。沖縄が日本に返れば、憲法、安保条約、事前協議体制も適用される。政府は米側の抵抗を予期してか、「別段の定めがない限り」と留保をつけている。私は事前協議の運用面での変遷を考えている印象を持つが、どうであるか。

次に、三木前首相は、軍米の装備、配置や作戦行動については米軍がインシアチブをとるのは当然だが、第四条によつて随時協議ができると言ふが、私は、その随時協議はベトナム戦争以後、何

べんいかなる内容の随時協議をしたか、結果はどうであつたかを明らかにしてもらいたい。

次に、事前協議にかかる事項で、日本の意思に反して行動する意図のないことを、岸・アイク共同コミュニケできめたが、私は、その中の「ウイッシュエズ」ということは、安保条約あるいは交換公文を土台として事前協議の内容を拘束するものではないと考へるが、いかがであるか。

次に、アメリカの戦闘作戦行動はいかなる場合に事前協議の対象となるか明らかでない。私は、その判断基準を協議によつてすみやかにきめるべきだと思ふ。これが事前協議の抜け道であり、基地内への立ち入り調査もできなければ、核があるかないかもわからない。これについての見解を承りたい。

次に、事前協議は双方が必ず合意に達するとは限らない。不調のまま、一方の当事国が自己の権能を行使することもあるというのが国際通念であるといわれておる。私は、一九二八年の日ソ漁業交渉の実例を見ると、現在の日米事前協議のやり方もそのとおりだと思ふが、どうであるか。

次に、事前協議をしたときにノーと言ふは強行しないかというところ、なるべくしなやかな約束があるだけである。私は、緊急の場合に守られなくても条約違反にはならないというのが日本とアメリカ政府との一致した見解だと思ふが、これはほんとうであるか。

次に、核の持ち込みも万やむを得ない場合は、本土や沖縄に核の持ち込みはあり得るという観念が私は両国政府の意中に一致した見解としてあると思ふが、これはどうであるか。

次に、緊急事態のときに、事前協議をする時間は全くない、戦争宣言なき戦争のときに、軍事的に支配しているアメリカが事前協議をしないことは軍略のイロハである。私は、事後承諾はいままでも釈明ということばとしてあつたし、また論理的にも、現在の事前協議の公文のものとでは必ずあると思ふが、これに対する明快なる見解を承りたい。

い。

事前協議規定が「同意」の場合もあるとするなら、同規定の存在そのものが、第三国からすれば、米軍の行動に対する日本の意思参加と認められる。万一米軍の出撃が行なわれた場合には、日本は対外的に米軍と共同責任を負わされ、明らかにその瞬間から、戦争あるいは宣言なき戦争に巻き込まれたことになると思ふが、いかがか。

次に、事前協議の内容の大きな欠陥によつて、戦争に巻き込まれるかもしれないという危険は、協議の仕組みや運用のしかただけではない。わが党はもろろん条約そのものを廃棄する強い主張を続けているが、一つには極東条約のあることが危険をより大きくしていると思ふ。私は、日本が米軍の出撃に同意しないということが事前協議の実質を確保するものであれば、極東条約そのものが存在理由を失つたことになると思ふが、首相の見解を承りたい。

次に、政府は、極東条約は、極東周辺が脅威にさらされる場合、米軍が対処する範囲は、脅威の性質いかんであつて、極東の区域には局限されないと言ふが、私は脅威の判断をだれがするののか、軍隊を動かすアメリカだけが一方的に持っているのか、それでは戦争に巻き込まれる心配への歯止めは全くないので、攻撃する脅威がある。この判断をする協定を必ずアメリカと協議しなければならぬと思ふが、総理の見解を承りたい。

次に、きょうまで事前協議は一度もなかったと言ふが、たとえば、戦闘作戦行動とは、日本の基地を発進する瞬間までに命令を受けている場合しか事前協議の網にかからないという、飛び立つたから、新たに命令を受けて、どこに行つて何をしようとする自由だと言ふ、私はこのような抜け穴があつたからこそ、事前協議の必要が実際になつたのだと思ふ。このおそるべき抜け穴は、「別段の定めなき限り」という政府の留保意思をつながつており、戦争への危険を十分に内容としておる。この穴埋めのための協議を直ちにやると断言を終

理はできるか、明快にしてもらいたい。

次に、政府は、米軍の配置の重要な変更の中で、日本国内における配置の変更や日本からの移動、撤退は含まれず、原則として増強される場合だとしているが、私は、それでは沖縄を返還された場合、現在沖縄における米軍の配置の変更、撤退については、アメリカと全く協議をされないのか、また、核抜き本土並みになつた場合、どれくらいの軍事力を残すつもりか、そのことも全く協議をする必要もないのか。あるいはまた、日本の自衛隊の増強は何の目的で、どれくらい派遣することになるのか。これも具体的に明快にお答えをいただきたいと思ふ。

最後に、総理が最も尊敬し信頼していた故吉田元首相は、憲法第九条をたてにとつて、当時、米国の再軍備要求をはねつけた。りっぱな行為であつた。その故知にならう決意で、核抑止力では日本の平和と安全が守られぬ。いな、むしろ戦争に巻き込まれる危険性が間違いなくあるのだから、ここで大悟一番して、真に国民を愛し、奉仕に徹する誠意があるのなら、日米安保条約を廃棄する勇断と不退転の決意を表明していただきたいのである。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(佐藤栄作) 答へました。〕

大和君は、緊迫する極東情勢に関する緊急質問というところで、わが国の安全保障問題を中心に御意見をまじえながら多くの問題をとり上げられました。御質問の多くは、すでに両院の予算委員会やあるいは本会議等でたびたびお答えしたところでございます。なるべく重複をしないようにお答えしたいと思います。しかし、特に重要な事項につきましては私が落とした点があれば、重ねてお尋ねをいただきたいと思ひます。私は、この問題はわが国の基本問題である、かように考えますがゆゑに、あるいはただいま申し上げるように、お尋ねに直接そのまゝ答へたものではない

にいたしましたも、基本問題は十分ひとつ理解していただきたいと思いますから、この点は重複いたしましてお答えをいたすつもりであります。

私が申し上げるまでもなく、わが国の外交の基本方針、これはもうたびたび——これこそたびたび申し上げて、よまお忘れではないだろうと思ひます。これはいまの平和憲法のもとで、私どもはこれからはどこまでも隣あるいは各国それぞれ政治形態は違つておつても、いずれの国とも仲よくする、そのためにはお互いに主権を尊重することによりやういふこと、こういふこと、いふことは善隣友好、平和外交を推進しておること、これは御承知のとおりだと思ひます。しかし、さうな考え方をもちまして、国が存在する以上、やはりその国の安全は考へていかなければなりません。そこで、日本の安全保障に対する考え方、これを整理して、私どもは国力、国情に即して自衛力を整備し、その足らざるところを日米安保条約によつて補うということでありま。この点は、社会党のいわゆる非武装中立論とは基本的に違つておられます。また、国際情勢に対する認識にいたしましても、私どもは、自由陣営の総合的な力がいゆる東側の力を上回っているという現実が大戦争を抑止する結果となつていくという判断に立つております。したがって、かような大前提、基礎条件が違つております社会党の方とどうも意見が一致しない。また、私どももたびたび申し上げたにかかわらず、重ねてかような機会にお尋ねがある。どうも私はその点をまことに残念に思つておる次第でございます。私どもは、日米安保体制は大きな戦争抑止力であり、わが国が戦争に巻き込まれるおそれのないことをしっかりと認識していただきたいたのであります。この点は特に立場は違つておりましたが、ぜひそうしてもらひたい。国民の選択、これが正しかつたということ、それからもおわかりだと思ひます。また、この事柄は、安保体制をとつたということ、わが国民



大多数からも支持されております。この点が、わが党がいつも選挙において大勝するゆえんであります。(拍手)

次に、大和君は、米、ソ連、中共の核の問題について触れられました。キューバ問題、米ソの核均衡、七〇年代の米中関係などを取り上げて、米中ソの谷間にある日本は非武装中立であることが最も安全なんだという論旨を展開されました。これは直接の御議論ではありませんが、論旨を展開されました。しかし、私はこの機会に思い起こしてもらいたいのは、故ケネディ大統領が一九六一年、最初の防衛特別教書で述べているとおり、軍備の主たる目的は、平和であって戦争ではない、軍備を使う必要が決して起こらないことを確実にすることであって、全面戦争と限定戦争、核戦争と通常戦争、大戦争と小戦争、それらの区別なく一切の戦争を抑止することにあります。かように申しておりますが、私もはやつぱり軍備はかような意味であるべきだと思っております。したがって、日米安保体制を堅持することこそ、冷戦な国際情勢に対処し、私も戦争に巻き込まれないそのゆえんだと、かように私は確信しております。

沖縄問題について、岸首相のワシントンにおける発言等を取り上げて、種々な角度からお尋ねがありました。沖縄につきましては、しばしばお答えしておりますが、返還後は、わが国の憲法が全面的に適用され、特別な取りきめをしない限り、安保条約もそのまま適用されるものと考えております。この点は委員会において、しばしばお答えしたことであります。特別な取りきめをすることがどうかということにつきましては、基地の態様の問題と関連するものであります。目下研究中であります。また結論を出していません。したがって、幾多の点に關してのお尋ねがありました。したが、それらにつきましては、沖縄の基地に關する限りまだ結論を出しておらず、その意味においてお答えのできないことを御了承をいただき

たいと思います。しかし、この問題の取り組み方といたしましては、私は国民の支持を得、日米友好関係を維持発展させ、その方向で解決すべく米側と話し合いたいというのが私の基本的な考え方であり、また折衝をいたします私の態度でもあります。

沖縄返還後の沖縄の防衛の第一義的責任は、もとよりわが国の領土になるのであります。また、憲法がそのまま適用される、安保が適用される、こういうことから申しても、わが国が第一義的な責任を負う。ただ暫定的には米軍の協力を得なければならぬ面も生ずることも考えられるのであります。こういう点が、まだまだ私にはつきりものとをきめ得ない、具体的にきまつておらない点であります。したがって、渡米をいたしましたら、十分こういう点について意見の交換をし緊密な協議を遂げたい。そして私の先ほど申したような政治姿勢、そのもとにおいて解決の交渉を果したい、かように思っております。

さらに、安保条約の事前協議を主としたお尋ねがありました。事前協議におきましては、ノーの場合もあり、イエスの場合もある。こういうことは岸内閣以来の歴代政府の一貫した態度であります。どのような場合にイエスと言うか、これはあくまでも、わが国の利益の面から政府が自主的に判断をすべきことであります。事前協議の諸否の基準、岸・アイゼンハワー共同コミュニケとの関係等につきましては、その解釈及び取り扱いが岸内閣以来一貫して不変でございます。安保条約第四条に基づき臨時協議に關しましては、政府は、従来から常時、米側と種々のレベルとルートによりまして、ひんぱん、かつ、緊密に協議しており、その経緯につき一つ一つ申し上げることはといていけません。であります。

米軍の戦闘作戦行動につきましてのお尋ねがありました。その典型的なものは戦闘任務を与えられた航空部隊、空挺部隊、上陸作戦部隊等の発

進基地として施設・区域を使用する場合であります。いずれにせよ、米軍が事前協議の趣旨に反するとは考えられません。これは条約違反でありません。もし、事前協議しないであつてな発進行動をするとなれば、これは条約違反であります。したがって、さうなことは考えられない。これが私どもの態度でもあります。

次に、あまりはつきりはお尋ねございませんでしたが、いまの、米軍偵察機が北朝鮮に墜落された事件であります。この問題がたゞいまの全体の質問の中心をなす問題でございますから、これは一とお聞き取りをいたしたいと思ひます。

政府は、この問題が平和的に処理されることを心から希望しております。遭難機の捜索状況等から見まして、墜落された米軍機は米政府の言明どおり、終始公海上において行動していたものと見られます。また、死体が発見されたともいわれております。また、公海上であります。かような公海上における偵察活動は、世界各国が行なっているところであり、このことから、伝えられる北朝鮮の行為に対する国際的非難は免れないものだと私は思ひます。また、大和君は、その瞬間から米軍と北朝鮮は交戦状態に入ったのだから、米軍に基地を提供しているわが国は戦争に巻き込まれるのだとして、危機感を特におられたのでございまして、国際政治の現実には、そう簡単なものではございません。昔ならばいざ知らず。また、今回の問題につきましては、米軍も慎重でありますし、また、関係国もそれぞれが慎重に自重しております。私がよくに思ひますので、これは米軍に對しまして賢明な処置を望むとともに、事態の推移をわれわれも、何といひしても、やはり冷静に慎重に見守るべきではないかと思ひます。この場合、ことに国会の本会議場におきまして、各種の意見が率直に述べられることはけっこうであります。ただ、たゞいまの最も私どもも心配しておる事件でありますだけに、平静である、慎重である、それを私は野党の諸君にも望みます。重ねて申し上げます。

但し、このようなことでわが国が戦争に巻き込まれるようなことは絶対にない、かように私は確信しております。

以上で大体お尋ねになりましたことは私にお答えしたつもりでございますが、一つ核の自由使用の問題については、本土におけるいわゆる核三原則についてしばしば申し上げておりますから、いままでのところではもう誤解はないと思ひます。

沖縄が返つた場合にそれがどうなるかというお尋ねがありますが、それは先ほどお答えしたように、沖縄の基地の態様をまだきめておらないということでもあります。

次に情報基地、いわゆるPX1の問題についてのお尋ねがありました。情報収集で日本はアメリカと共同的な動作をしているのではない、かようにお尋ねであります。私も、いま、そこまでするわけにはありません。日本海の奥地における情報活動などは日本はいたしていません。ただ、日本自身は、日本の安全確保上当然必要な情報収集に努力してゐる、これは職責上当然なことでありまして、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

また、PX1が通信機材かどうか、また武器かどうかというふうなお話がありました。それに關しては私はよく存じませんが、またの機会に申し上げます。

また、私はこの機会に重ねて申し上げますが、日本はどこにもいふゆる仮想敵国は持つておらない、このことをたびたび申し上げております。したがって、いまだどこから来る、日本が攻められる、そういうものはこれこれの国だと、かような仮想敵国はいふ持つておらない。ただ、わが国の安全を確保する、どこからとはなしにある力がわが国に襲撃したら、それに対すると。この態度、これはひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

また、米ソ両国は核の威力を知つておるから、たゞいまは大戦争を起さなないというその立場にござ

昭和四十四年四月十八日 参議院會議録第十九号 緊急質問の件

四九六

ざいます。しかし、米ソ両国にいたしましても、核の拡散防止条約を締結しない国はフランス並びに中共、これはなかなかそれに加入しない。わが国ももちろんまだ態度をきめておりません。おりませんが、この二国には最初から相談されないといひますか、相談を拒絶しておる。そういうような状態にあることを考えて、私どもやはり安全確保について十分気をつけていかなくてはならぬ、かように私は思います。先ほどケネディ大統領が核兵器はもとと戦争するためのものじゃないと申して、米國もやはり同じことを言っているのだと私は理解しております。したがって、これもお答えができたことだと思ひます。しかし、中國の反撃を受けるような危険がどうもあるから、安保があつたらそんな反撃を受けるのだ、安保はやめろ、安保はやめたほうがいいじゃないか、この点を重ねて言われましたが、私は、安保の体制は堅持する、いままでたびたび申し上げております。また、極東条項の削除、いわゆる安保の実体というものについて十分の御理解をいただいておらないようでありますが、これはもちろん私が申し上げるまでもなく、社会党の方は、日米安全保障条約には反対でありまして、そういう意味でこれを無力化しようとするいろいろの考え方からのお尋ねだと思ひます。私の尊敬する吉田さん、これはサンフランシスコ条約を締結されると同時に日米安全保障条約を締結された方でありまして、全責任を負つて自分だけで署名して、そうして帰られたのであります。私はその後継者でございますから、ただいま安全保障条約はやめません。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣有田喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(有田喜一君) 日本における米軍並びに自衛隊の通信機能と態様を明らかにせよと、こういうお尋ねでございますが、米軍の通信基地の機能及び態様は、一般的には、在日米軍の部隊相互間、それから極東における米軍部隊との間及び

米本國との情報連絡業務等に使用されておる、かように考えられるのであります。わが自衛隊の通信基地は、言うまでもなく、陸、海、空各部隊間及びわが航空機、艦船等との間を指揮系統に従つて情報連絡に従事いたして、また、防空警戒管制組織を主軸といたしまして、レーダー設備等による日本上空の防空警戒に必要な情報を得ておるのであります。なお、わが國と米軍とのその関係につきましては、防空管制所及び防空指令所に米軍から派遣されている連絡員がございます。これらの連絡員を通じて情報提供あるいは交換をやつて、密接な連絡調整を行なつておるのであります。

次に、四次防で渡洋輸送師団のことをどこまでやつていこうとおるのか、こういうお尋ねであつたのですが、御承知のとおり、現在はまだ第三次防の三年目に入つたばかりであります。第四次防の構想はまだできていないのです。渡洋輸送師団といわれることがよくわからないが、それが海上護衛能力というより意味であつたらば、私も、わが日本は原材料、ことに大事な原油とか鉄鉱石、そういう原材料をほとんど海外に仰いでおりますから、海上輸送の円滑確保のためにその護衛能力の整備につとめつつあります。が、将来も逐次その整備をはかりたいと思つております。しかし、それはあくまでも海上交通の確保の範囲を出るものでない、かように考えております。

次に、さきの渡洋輸送師団については、先ほど申したとおりですが、AEW、あるいは通信基地によつて自衛隊はアメリカと共同作戦をやろうと考えていないかといふことであります。それは先ほど総理もおっしゃいましたし、私も通信網のことについて申し上げましたとおり、互いに共同作戦をやろうというふうな系統にはなっていない。ただ、緊密な連絡は安保条約の關係上とおありすけれども、それが直ちに共同作戦行動に出るというふうな段階ではないのです。

なお、ヘリ空母の計画はどこまで進んでおるか、こういうお尋ねでありましたが、実はヘリ空母につきましましては、第二次防の計画の段階におきまして検討されたことがあつたことは事実であります。しかし、どうもヘリ空母では、わがほうとしては欠点があるといふので、具体的にその計画に繰り込むところまではいかなかつた。そこで、現在の第三次防計画におきましては、ヘリコプター搭載の護衛艦を整備する、こういうことで、いま進めつつある次第であります。

最後に、PX1を輸出するとの話があるが、これは武器輸出にならないかというお尋ねでございますが、PX1は、御承知のとおり、非常に高性能のものであります。アメリカ側もこれに注目しておるようでございまして、まだ具体的に輸出の話は起つておらないのです。今後輸出が具体化したときのことを考えてみますれば、PX1が武器を装備した、いわゆる対潜哨戒機のままでは輸出される場合、いわゆる武器輸出に該当するものと考へられるのですが、武器を取りはずして、海難救助機として輸出されるような場合は、武器輸出とはならないものと考へられますが、いまのところは具体的に話が進んでおりません。で、私も、そういうふうな考え方をいまおることをお答え申し上げます、私のお答えにかえる次第であります。(拍手)

〔大和号一君発言の許可を求む〕

○議長(重宗雄三君) 何ですか。

○大和号一君 答弁漏れがあります。

○議長(重宗雄三君) 御登壇願ひます。

〔大和号一君登壇、拍手〕

○大和号一君 二つお尋ねします。

一つは、危機感を何か私がおつておるようなことをおっしゃいましたけれども、それは間違ひで、國民がほんとうにあれだけのことが起こると、ほんとうに心配しているんです。ですから、私も兵隊の経験があるんだけれども、あれだけの事件が起こつた場合に、日本は——あなたでなく

て、アメリカは、それがまた反復してくるかわからぬですから、万全の態勢をとつておることはあたりまえです。兵隊としては、そうなる、今度はアメリカから言ってくる、日本にちよつと何をよこせというところは当然起る。いまそこにはまっちゃんではないけれども、いま準備態勢——それは、そんなことは普通なことなんです。それがあつたから、そんなことではかつとはまつてしまふという心配がある。それを私のほうに罪をなすりつけるというのは、あまり無理らしいと思ひます。

もう一つは、日本の民主主義が発展していないために、議場の多数決、これはわかりませんが、選挙による多数決はわかりません。しかし、日本の國の民族の運命、実に重大な問題についてはほんとうに國民が——あなたの方多数によつてあつたを言っているけれども、それに全部従うんだ、そういうことにはなつていません。もしそうだとするならば、憲法改正について、第九條について、あるいは沖繩返還について直ちに國民の民意を問うてごらんない。そのことをほんとうにやつてから言ひなさい。それをどうしてもやらんで、そうして国会だけでは多量だからと——それはもう口ジョクなんだ、そんなものはだからそんなこと心配ない、國民は全部おれについてくるんだと——そんなことになつていないんだから、事、問題はきつめて國の運命を決する問題だから、そういううぬぼれは持たんで、それをやるなら、沖繩問題、憲法第九條改正についてちゃんと國民に総投票をやらせる、そういう決意があるか、いつやるか、その二つをお尋ねいたします。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 二つ落としたというふうなことで、まことに相すまぬことです。この際、あらためてお答えをいたします。ただいま國民がこの米國の偵察機の墜落事件について多大の関心を持っていること、これは毎日の新聞でも國民に大きく報道されてきている、最

近いことではありません。したがって、これは御指摘になるまでもなく、たいへん心配な問題であると思っております。だからこそ私も、先ほどお答えしたつもりでありまして、この問題では米國がさらにこれを発展させないように、この意味で米國の行動について注意すると同時に、私はどうか平靜にそのことをひとつ考えてもらいたいということで、これは出先ではありませぬが、お互いに報告も受けるが、同時にそういう意味の話し合いも実はしておるのであります。このことはこれからどんなに発展してまいりませうか。しかし、これが大きく発展しないことをほんとうに心から願っております。これは何といひしても、三十一名の米軍の将校も兵隊も——そういうものがなくなつた、これはたいへんなことではあります。したがつて、そういうものが激化しないようにと、かように実は私自身も心配してあります。しかしこの際、そういうことを申しまして、日本がどうこうできる問題でも実はない。ただ、日本自身がどういふことについて関心を示して、そしてそれがやはり危機感を、まあ、みずからが願ふことによつて危機感が去ればよろしいですけれども、こういうことがあればこそ平靜で対処することが望ましいんだと、そういうことで、私は何度も平靜だということをくどく申し上げました。これはひとつ御了承いただきたいと思ひます。

次に、ただいまの、多数を持つてゐる、多数の上にあぐらをかいてゐるのが、これが自民党のいまの姿だと、かように言われる。もしもその多数をはつきり主張するならば憲法改正の時期や沖繩問題を明示しろと、こういうことでございまして、いままで私は憲法改正するということを申ししたことはございせん。さうなことがありましたら、もう一度お尋ねをいただきますが、そういうことは私は申し上げません。私どもは過半数を得てゐる。多数を持つてゐる。そこで日米安保条約を選んだことは国民の支持を得てゐるゆゑんで

もあるのだ、そういうことを申したのであります。どうかその点は、もし誤解があれば誤解のないようにお願いいたします。またこのこと、沖繩の返還の問題、それについて国民の世論を問へというお話ですが、私は、いまさら国民の世論を問ふ必要があるかどうか、国民全部が、たゞいま早期に日本に返つてくることを希望してゐるのじゃないかと思ふのです。私はそういう意味でこの問題と取り組んでゐる。そのためにたゞいま問題を紛糾させ、そういう意味で選挙に問うという筋のものじゃないと思ひます。それは政治家がそれぞれ適當なときには国民の意思を聞かなければならない場合もある。しかし、現在の段階で私はこの問題で国民の意思を問うということ、そういう考えは持つておりません。これはそのときにならないと申し上げるわけにいかない。御了承いただきたい。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第二、自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉田忠三郎君。

審査報告書

自然公園法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添へて報告する。

昭和四十四年四月十五日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、国立公園又は国定公園の海中の

景観を保護するため、その区域内に海中公園地区を設けて必要な規制を行なうものであつて、妥當な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

自然公園法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和四十四年三月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

自然公園法の一部を改正する法律案

自然公園法の一部を改正する法律案

自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「風景地」の下に「(海中の景観地を含む。以下同じ。)」を加える。

第十七条第一項中「基いて」を「基ついて」に、「区域」を「区域(海面を除く。)」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。  
(海中公園地区)

第十八条の二 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の海中の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海面内に、海中公園地区を指定することができる。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、海中公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 海中公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該海中公園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手してゐた行為、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為又は第一

号、第四号及び第五号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものは、この限りでない。

一 第十七条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる行為

二 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物で、国立公園又は国定公園ごとに厚生大臣が農林大臣の同意を得て指定するものを採捕すること。

三 海面を埋立て、又は干拓すること。

四 海底の形状を変更すること。

五 物を保留すること。

4 海中公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中公園地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 海中公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算した十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行なう行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

第十九条中「第十七条第三項」の下に、「第十八条第三項」を加える。

第二十條第一項中「特別地域に含まれない区域」を「特別地域及び海中公園地区に含まれない区域」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしよるとする者は、この限りでない。  
第二十條第一項に次の二号を加える。

昭和四十四年四月十八日 参議院會議録第十九号

自然公園法の一部を改正する法律案 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 四九八

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること

(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

六 海底の形状を変更すること(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

第二十條第二項中「前項各号に掲げる行為」を

「前項の規定により届出を要する行為」に改め、同条第五項第三号中「若しくは国定公園」を「国定公園若しくは海中公園地区」に改める。

第二十一條中「若しくは第十八条第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。

第二十二條第一項中「若しくは第十八条第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十八条第三項」の下に「第十八条の二第三項、」を、「第十八条第三項各号」の下に「第十八条の二第三項各号」を加える。

第二十四條第一項及び第二項中「特別地域」の下に「海中公園地区」を加える。

第三十四條第一項中「第十八条第三項」の下に「第十八条の二第三項」を加え、「を受けた者であつて、その処分」を削り、「又は採石業」を「採石業又は砂利採取業」に改める。

第三十五條第一項中「若しくは第十八条第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。

項」に改める。

第三十九條第一項中「若しくは特別保護地区」を「特別保護地区若しくは海中公園地区」に改める。

第四十條第一項中「行方」を「行方」に、「又は第十八条第三項」を「第十八条第三項又は第十八条の二第三項」に改め、同条第二項中「若しくは第五項」の下に「第十八条の二第四項若しくは第五項」を加える。

第四十五條中「基づく」を「基づく」に改め、「を受けた者であつて、その処分」を削り、「又は採石業」を「採石業又は砂利採取業」に改める。

第五十條第一号中「又は第十八条第三項」を「第十八条第三項又は第十八条の二第三項」に改める。

第五十二條第四号及び第五号中「特別地域」の下に「海中公園地区」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十條第十三号の五中「特別保護地区」の下に「海中公園地区」を加え、同条第十三号の六中「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海中公園地区」に改める。

〔吉田忠三郎君登壇、拍手〕

○吉田忠三郎君 ただいま議題となりました自然

公園法の一部を改正する法律案の社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、国立公園と国定公園における海中の景観を保護するために、新たに海中公園地区を創設して、必要な規制を行なうとするものであります。

委員会におきましては、第一に、全般的な自然公園制度に関する今後の基本的方策、特に自然の開発利用と自然保護との調整策。第二には、自然公園整備のための財政的裏づけと管理体制の拡充。第三には、海中公園地区の指定基準と海中景観の保全施策。第四には、東海自然歩道計画の構想等を中心に質疑が行なわれました。

質疑を終了し、別に討論もなく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長内藤善三郎君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び近畿圏」を「近畿圏及び中部圏」に改める。

第一条中「首都圏の近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近畿圏の近郊整備区域整備計画若しくは都市開発区域整備計画」を「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯整備計画その他の計画」に、「及び近畿圏」を「近畿圏及び中部圏」に改める。

第二条第一項中「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画」又は「首都圏都市開発区域整備計画」に改め、同条第二項中「近郊整備区域整備計画」又は「都市開発区域整備計画」を「近畿圏近郊整備区域整備計画」又は「近畿圏都市開発区域整備計画」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律で「中部圏都市整備区域整備計画」

又は「中部圏都市開発区域建設計画」とは、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した建設計画で、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により指定された区域（政令で定める区域を除く。）に係るものをいう。

第三条第一項中「近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近郊整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画若しくは首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏近郊整備区域建設計画若しくは近畿圏都市開発区域建設計画又は中部圏都市整備区域建設計画若しくは中部圏都市開発区域建設計画」に、「近郊整備地帯整備計画又は近郊整備区域建設計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画、近畿圏近郊整備区域建設計画又は中部圏都市整備区域建設計画」に、「都市開発区域整備計画又は都市開発区域建設計画」を「首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏都市開発区域建設計画又は中部圏都市開発区域建設計画」に改める。

第五条第四項中「及び近畿圏整備長官」を、「近畿圏整備長官及び中部圏開発整備長官」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条及び第五条の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

3 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第十三号の五及び第十二条第十六号中「及び近畿圏」を、「近畿圏及び中部圏」に改める。

〔内藤三郎君登壇、拍手〕

○内藤三郎君 ただいま議題となりました首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、わが国の産業経済等の面で、重要な位置を占める中部圏の、都市整備区域及び都市開発区域にかかると建設計画の円滑な推進をはかるため、首都圏及び近畿圏の場合に準じ、関係県に対する特別地方債の許可とその利子補給、関係市町村に対する国の負担割合の特例等について、財政上の特別措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中部圏基本開発整備計画の概要、財政特別措置の効果、首都圏、近畿圏及び中部圏の整備計画等の実施のための事業計画の早期策定等について、熱心な質疑がありました。その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、発言もなく、採決の結果本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）  
○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第四、都市再開発法案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長岡三郎君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

都市再開発法案

右

国会に提出する。

昭和四十四年三月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

都市再開発法案

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 施行者

第一節 市街地再開発組合

第一款 通則（第八条―第十条）

第二款 設立（第十一条―第十九条）

第三款 管理（第二十条―第四十四条）

第四款 解散（第四十五条―第五十条）

第二節 地方公共団体（第五十一条―第五十七条）

第三節 日本住宅公団（第五十八条―第五十九条）

第三章 市街地再開発事業

第一節 測量、調査等（第六十条―第六十九条）

第二節 権利交換手続

第一款 手続の開始（第七十条―第七十一条）

第二款 権利交換計画（第七十二条―第八十五条）

第三款 権利の交換（第八十六条―第九十四条）

第四款 土地の明渡し（第九十五条―第九十九条）

第五款 工事完了等に伴う措置（第一百条―第一百九条）

第六款 権利交換手続の特則（第一百十条―第一百十一条）

第四章 組合の事業の代行（第一百十二条―第一百十八条）

第五章 費用の負担等（第一百十九条―第一百二十三条）

第六章 監督等（第一百二十四条―第一百二十九条）

第七章 雑則（第一百三十条―第一百三十九条）

第八章 罰則（第一百四十条―第一百四十八条）

附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、市街地の計画的な再開発に關し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)及びこの法律で定めるところに従つて行なわれる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に關する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

二 施行者 市街地再開発事業を施行する者をいう。

三 施行地区 市街地再開発事業を施行する土地の区域をいう。

四 公共施設 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

五 宅地 公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。

六 施設建築物 市街地再開発事業によつて建築される建築物をいう。

七 施設建築敷地 市街地再開発事業によつて造成される建築敷地をいう。

八 施設建築物の一部 建築物の区分所有等に關する法律(昭和三十一年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設建築物の部分(同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む)をいう。

九 施設建築物の一部等 施設建築物の一部及び当該施設建築物の所有を目的とする地上権

の共有持分をいう。

十 施設建築物の部分 施設建築物の一部及び当該施設建築物の存する施設建築敷地の共有持分をいう。

十一 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。

十二 借地 借地権の目的となつてゐる宅地をいう。

十三 借家権 建築物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。

(市街地再開発事業に關する都市計画)

第三条 都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業に關する都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該當する土地の区域でなければならない。

一 当該区域が都市計画法第八條第一項第四号の高度利用地区にあること。

二 当該区域内にある耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)以外の建築物で階層を除く階数が二以下であるものの建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の三分の二をこえてゐること。

三 当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されてゐること等により、当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。

四 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、産業、人口等の過度集中により阻害されてゐる当該都市の機能の回復に著しく貢献すること。

第四条 市街地再開発事業に關する都市計画においては、都市計画法第十二條第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに建築

物及び建築敷地の整備に關する計画を定めるものとする。

2 市街地再開発事業に關する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に關する都市計画が定められてゐる場合においては、その都市計画に適合するように定めらるること。

二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備へた良好な都市環境のものとなるように定めらるること。

三 建築物の整備に關する計画は、市街地の空間の有効な利用、建築物相互間の開放性の確保及び建築物の利用者の利便を考慮して、建築物が都市計画上当該地区にふさわしい容積、建築面積、高さ、配列及び用途構成を備へた健全な高度利用形態となるように定めらるること。

四 建築敷地の整備に關する計画は、前号の高度利用形態に適合した適正な街区が形成されるように定めらるること。

(住宅建設の目標の設定義務)

第五条 住宅不足の著しい地域における市街地再開発事業に關する都市計画においては、前条第二項の規定に抵触しない限り、当該市街地再開発事業が住宅不足の解消に寄与するよう、当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標を定めなければならない。

(市街地再開発事業の施行)

第六条 市街地再開発事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画法第六十條から第七十四條までの規定は、市街地再開発事業には適用しない。

3 市街地再開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に關しては、都市計画法第五十三條第三項中「第六十五條第一項に規定する告示」とあるのは、都市再開発法第六十條第二項各

号に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該告示」とする。

## (施行者)

第七条 市街地再開発事業は、市街地再開発組合又は地方公共団体が施行する。

2 日本住宅公団は、建設大臣が日本住宅公団の行なう住宅の建設とあわせてこれと関連する市街地の再開発を行なうための市街地再開発事業を施行する必要があると認めるときは、当該市街地再開発事業を施行することができる。

## 第二章 施行者

## 第一節 市街地再開発組合

## 第一款 通則

第八条 市街地再開発組合(以下「組合」という。)は、法人とする。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項、第五十條、第五十四條及び第五十五條の規定は、組合について準用する。

## (定義)

第九条 組合は、定款をもつて次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

## 一 組合の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

三 市街地再開発事業の範囲

四 事務所のある地

五 参加組合員に關する事項

六 費用の分担に關する事項

七 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に關する事項

八 總會に關する事項

九 總會を設けるときは、總代及び總代会に關する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 その他建設省令で定める事項



## (名称の使用制限)

第十条 組合は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いてはならない。

## 第二款 設立

## (認可)

第十一条 市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見をきかなければならない。

3 組合が施行する市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。

## (事業計画)

第十二条 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

2 事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

## (公共施設の管理者の同意等)

第十三条 第十一条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者、当該市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。

2 第五条の規定により住宅建設の目標が定められた市街地再開発事業に關し第十一条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域において住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第三条に規定する公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して、これらの者が参加組合員として参加する機会を与えなければならない。

(宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十四条 第十一条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(借地権の申告)

第十五条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請があつたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。

3 前項の規定により公告された施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同項の公告があつた日から起算して三十日以内に当該市町村長に対し、建設省令で定めるところにより、その借地の所有者（借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、同項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の適用については、存しないものとみなす。

(事業計画の縦覧及び意見書の提出)

第十六条 都道府県知事は、第十一条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に關し明らかに次条各号の一に該当する事実があり、認可すべきでないときと認めるときは、この限りでない。

2 当該市街地再開発事業に關係のある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないときと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に關する規定を準用する。

(認可の基準)

第十七条 都道府県知事は、第十一条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときに限り、その認可をすることができない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

三 事業計画の内容が当該市街地再開発事業に關する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

四 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

## (組合の成立)

第十八条 組合は、第十一条第一項の規定による認可により成立する。

## (認可の公告等)

第十九条 都道府県知事は、第十一条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、建設大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第百条の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

## 第三款 管理

## (組合員)

第二十条 組合が施行する市街地再開発事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とす。

2 宅地又は借地権が数人の共有に属するとき、その数人を一人の組合員とみなす。

## (参加組合員)

第二十一条 前条に規定する者のほか、住宅建設計画法第三条に規定する公的資金による住宅を建設する者、不動産賃貸業者、商店街振興組合その他政令で定める者であつて、組合が施行する市街地再開発事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

## (組合員の権利義務の移転)

第二十二条 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があるときは、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

2 施行地区内の宅地について、組合員の有する借地権の全部又は一部が消滅したときは、その組合員がその借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権の設定者に移転する。

## (役員)

第二十三条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

## (役員資格、選挙及び選任)

第二十四条 理事及び監事は、組合員（法人にあつては、その役員）のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。

2 前項本文の規定により選挙された理事若しくは監事が組合員でなくなつたとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員がなくなつたとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

## (役員任期)

第二十五条 理事及び監事の任期は、五年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行なう。

## (役員解任請求)

第二十六条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対して、理事又は監事の解任の請求をすることができ、

2 前項の規定による請求があつたときは、組合は、ただちに、その請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。

3 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつたときは、その地位を失う。

4 前三項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。

## (役員職務)

第二十七条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。

4 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

5 理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

6 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

ない。

7 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務について準用する。

## (理事長の氏名等の届出及び公告)

第二十八条 組合は、建設省令で定めるところにより、理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

## (総会の組織)

第二十九条 組合の総会は、総組合員で組織する。

## (総会の決議事項)

第三十条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
  - 二 事業計画の変更
  - 三 借入金金の借入れ及びその方法並びに借入金金の利率及び償還方法
  - 四 経費の収入予算
  - 五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
  - 六 賦課金の額及び賦課徴収の方法
  - 七 権利交換計画
  - 八 事業代行開始の申請
  - 九 第三十三条第一項の管理規約
  - 十 その他定款で定める事項
- (総会の招集)
- 第三十一条 理事長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、何時でも、臨時総会を招集することができる。
- 3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 第十一条第一項の規定による認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から起算して三十日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。

6 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

(総会の議事等)

第三十二条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。その議事は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

## (総会の議長)

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。

4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(特別の議決)

第三十三条 第三十条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について

所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。第十四条後段の規定は、この場合について準用する。

#### (総会の部会)

第三十四条 組合は、施行地区が工区に分かれておるときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に關し、第三十条第七号及び第九号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行なわせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に關係のある組合員で組織する。

3 第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに前二条の規定は、総会の部会について準用する。

#### (総代会)

第三十五条 組合員の数が五十人をこえる組合は、総会に代わつてその権限を行なわせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人をこえる組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わつて行なう権限は、次の各号に掲げる事項以外の事項に關する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任  
二 第三十三条の規定に従つて議決しなければならぬ事項

4 第三十一条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く)の規定は、総代会について準用する。

5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、通常總會を招集することを要しない。  
(総代)

第三十六条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代の任期は、五年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十四条第二項及び第二十六条の規定は、総代について準用する。

#### (議決権及び選挙権)

第三十七条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、第三十三条の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。

3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第三十二条第一項(第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む)及び第三十三条(第三十四条第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

7 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

#### (定款及び事業計画の変更)

第三十八条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第十一条第二項、第十四条及び第十五条の規定は組合が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第十三条第一項の規定は組合が公共施設又は同項の政令で定める施設に關係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第十六条の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く)の認可の申請があつた場合に、第十七条及び第十九条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第十六条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第十九条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、組合員その他の」とあるのは「定款又は事業計画の変更をもつて、その変更について第三十八条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外」と読み替へるものとする。

3 組合は、施行地区の縮小又は費用の分担に關し、定款又は事業計画を変更しようとする場合において、借入金があるときは、その変更について債権者の同意を得なければならない。  
(経費の賦課徴収)

第三十九条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に所有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つたときは、

は、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができ。

#### (参加組合員の負担金及び分担金)

第四十条 参加組合員は、政令で定めるところにより、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等の価額に相當する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

(賦課金等の滞納処分)

第四十一条 組合は、組合員が賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納したときは、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつたときは、組合のために、地方税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相當する金額を当該市町村に納付しなければならない。

3 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から起算して、三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、組合の理事長は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(賦課金等の時効)

第四十二条 賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。

2 前条第一項の督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。  
(審査委員)

第四十三條 組合に、この法律及び定款で定める権限を行なわせるため、審査委員三人以上を置く。

2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができ者のうちから総会で選任する。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(権利交換期日以後における組合員の特則)

第四十四條 権利交換期日以後においては、組合又は参加組合員が取得するものを除き、施設建築敷地の各共有持分及び第八十八條第一項の規定による地上権の各共有持分は、それぞれ一個の宅地又は地上権と、その各共有持分の割合は、それぞれ宅地の地積又は地上権の目的となつてゐる宅地の地積と、その各共有持分の割合の合計は、それぞれ施行地区内の宅地の総地積又は地上権の目的となつてゐる宅地の総地積とみなし、組合又は参加組合員が取得したそれらの共有持分は、存しないものとみなして、組合員に關する規定を適用する。

第四款 解散

(解散)  
第四十五條 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 事業の完成  
組合は、前項第二号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならぬ。

3 組合は、第一項第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合は、その認可により解散する。

4 都道府県知事は、組合の設立についての認可

を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(清算人)

第四十六條 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第四十七條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。

(残余財産の処分制限)

第四十八條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告)

第四十九條 清算人は、清算事務が終つたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十條 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十條まで及び第八十二條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百七十七條前段並びに第三百八十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「都市再開発法第四十六條」と読み替へるものとする。

第二節 地方公共団体

(施行規程及び事業計画の決定等)

第五十一條 地方公共団体は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合においては、事業計画において定めた設計の概要については、建設省令で定めるところにより、都道府県にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業について事業計画が定められたときは、前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九條第一項又は第三項の規定による認可とみなす。第三十一條第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行規程)

第五十二條 施行規程は、当該地方公共団体の条例で定める。

2 施行規程には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 市街地再開発事業の名称  
二 施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称  
三 市街地再開発事業の範囲  
四 事務所の所在地  
五 費用の分担に關する事項  
六 市街地再開発事業の施行により施行者が取得する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の管理処分の方法に關する事項

七 市街地再開発審査会及びその委員に關する事項(委員の報酬及び費用弁償に關する事項を除く。)

八 その他建設省令で定める事項

(事業計画)  
第五十三條 地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは、当該事業計画を二週間公衆の

縦覧に供しなければならない。

2 第十六條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と読み替へるものとする。

3 第五十一條第一項の規定による認可を申請する場合においては、施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

4 第十二條及び第十三條第一項の規定は、事業計画について準用する。この場合において、同項中「第十一條第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは」と、「の同意を得」とあるのは「協議し」と読み替へるものとする。

(事業計画の公告)

第五十四條 地方公共団体は、事業計画を定めたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧)  
第五十五條 建設大臣又は都道府県知事は、第五十一條第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に第五十三條第三項の図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前条第一項の公告の日から第百

条の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第五十六条 第五十一条第一項後段及び前三条の規定は、事業計画の変更(第五十三条第一項から第三項までの規定に係る場合は、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、第五十三条第四項後段中「定め」とあるのは「変更し」と読み替へるものとする。

(市街地再開発審査会)

第五十七条 地方公共団体が施行する市街地再開発事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行なわせるため、その地方公共団体に、市街地再開発審査会を置く。

2 施行地区を工区に分けたときは、市街地再開発審査会は、工区ごとに置くことができる。

3 市街地再開発審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

4 市街地再開発審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

一 土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることが出来る者

二 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者

5 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、三人以上でなければならない。

第三節 日本住宅公団

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 日本住宅公団(以下「公団」という。)は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 公団が施行する市街地再開発事業については、前項後段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。第十一項第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第五十二条第二項の規定は施行規程について、第十二条及び第十三条第一項の規定は事業計画について、第十六条(第一項ただし書を除く。)及び第十九条の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第十三条第一項中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条第一項から第三項までの規定及び第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「建設大臣」と、同項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の名称」と、「建設大臣」とあるのは「関係都道府県知事」と読み替へるものとする。

4 第十三条第一項、第十六条(第一項ただし書を除く。)並びに第十九条第一項及び第三項の規定は、施行規程又は事業計画の変更(第十三条第一項の規定に係る場合を除き、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 公団は、前項において準用する第十九条第一項の公告があるまでは、施行規程又は事業計画の変更をもつて第三者に対抗することができない。

(市街地再開発審査会)

第五十九条 公団が施行する市街地再開発事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行なわせるため、公団に市街地再開発審査会を置く。

2 第五十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、「日本住宅公団総裁」と読み替へるものとする。

3 第一項の市街地再開発審査会の委員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 市街地再開発事業

第一節 測量、調査等

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第六十条 施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることが出来る。ただし、組合を設立しようとする者又は組合にあつては、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる公告があつた日後、施行者が市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物その他の工作物に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合について準用する。

一 組合が施行する市街地再開発事業にあつては、その設立についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

二 地方公共団体が施行する市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告

三 公団が施行する市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

3 前二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地又は工作物の占有者に通知しなければならない。若しくは第一項の規定により建築物が存し、若しくは

かき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするとき、又は第二項の規定により他人の占有する工作物に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地又は工作物の占有者に告げなければならない。

5 日出前及び日没後においては、土地又は工作物の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地又は工作物に立ち入つてはならない。

6 土地又は工作物の占有者は、正当な理由がない限り、第一項又は第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。

この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当

該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所において、その同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。（証明書等の携帯）

第六十二条 第六十条第一項又は第二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入りようとする者は、その身分を示す証明書及び、組合を設立しようとする者又は組合にあつては、都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）  
第六十三条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第六十条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損

失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法昭和二十六年法律第二百九十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。（測量のための標識の設置）

第六十四条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、市街地再開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要があるときは、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。（関係書等の閲覧等）

第六十五条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため必要があるときは、施行地区となるべき区域若しくは施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を要求することができる。

（建築行為等の制限）  
第六十六条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければ

ならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、市街地再開発事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者があつたときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確定することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事は、その命じた者若しくは委任した者

が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行なわれる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

9 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事は、あらかじめ、施行者の意見をきいて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

10 第一項の許可があつたときは、当該許可に係る土地の形質の変更等について第八項の承認があつたものとみなす。

（市街地再開発事業の施行についての周知措置）  
第六十七条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定めるところにより、関係権利者に当該市街地再開発事業の概要を周知させるため必要な措置を講ずることにより、市街地再開発事業の施行についてその協力が得られるように努めなければならない。

（土地調査及び物件調査）  
第六十八条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後、施行者は、土地調査及び物件調査を



作成しなければならない。

- 2 土地収用法第三十六条第二項から第六項まで及び第三十七条から第三十八条までの規定は、前項の土地調査及び物件調査について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「都市再開発法第六十八条第一項」と、「収用し、又は使用しようとする土地」とあるのは「施行地区内の各個の土地」と、第三十七条の二中「第三十六条第一項」とあるのは「都市再開発法第六十八条第一項」と、「第三十五条第一項」とあるのは「同法第六十条第一項又は第二項」と、「同項の」とあるのは「これらの」と読み替へるものとする。
- 3 土地調査又は物件調査の記載について関係権利者のすべてに異議がないときは、前項において準用する土地収用法第三十六条の規定による立会いは、省略することができる。

#### (土地の使用)

- 第六十九条 地方公共団体又は公団は、施行地区内の土地に存する建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地再開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な施行地区外の土地又はこれに隣する所有権以外の権利を使用することができる。

- 2 前項の規定による使用に關しては、土地収用法の規定を適用する。

#### 第二節 権利交換手続

##### 第一款 手続の開始

#### (権利交換手続開始の登記)

- 第七十条 施行者は、第六十条第二項各号に掲げる公告があつたときは、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利交換手続開始の登記を申請し、又は嘱託することができる。

- 2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者

又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、建設省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

- 3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができる。

- 4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。

#### (権利交換を希望しない旨の申出等)

- 第七十一条 組合の設立についての認可の公告又は事業計画の決定若しくは認可の公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、第八十七条の規定による権利の交換を希望せず、自己の有する宅地、借地権若しくは建築物に代えて金銭の給付を希望し、又は自己の有する建築物を他に移転すべき旨を申し出ることができる。

- 2 前項の宅地、借地権若しくは建築物について仮登記上の権利、買戻しの特約その他権利の消滅に關する事項の定めを登記若しくは処分の制限の登記があるとき、又は同項の未登記の借地権の存否若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができない。

- 3 施行地区内の建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第八十八条第五項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。

- 4 施行者が組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は前項の規定による申出は、第十一条

第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

- 5 第一項の期間経過後六月以内に第八十三条の規定による権利交換計画の縦覧が開始されないときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、同項若しくは第三項の規定による申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができない。その三十日の期間経過後さらに六月を経過しても同条の規定による権利交換計画の縦覧が開始されないときも、同様とする。

- 6 事業計画を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入した場合においては、前項前段中「第一項の期間経過後六月以内に第八十三条の規定による権利交換計画の縦覧が開始されないときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、同項」とあるのは、「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告又はその変更の認可の公告があつたときは、その公告があつた日から起算して三十日以内に、第一項」とする。

- 7 第一項、第三項又は前二項の申出又は申出の撤回は、建設省令で定めるところにより、書面で行わなければならない。

#### 第二款 権利交換計画

#### (権利交換計画の決定及び認可)

- 第七十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利交換計画を定めなければならない。この場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県又は公団にあつては建設大臣の、組合又は市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 前項後段の規定は、権利交換計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

- 3 施行地区が工区に分かれていたときは、権利交換計画は、工区ごとに定めることができる。

この場合において、権利交換に關する規定中「施行地区」とあるのは、「工区」とする。

#### (権利交換計画の内容)

- 第七十三条 権利交換計画においては、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

#### 一 配置設計

- 二 施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所
- 三 前号に掲げる者が施行地区内に所有する宅地、借地権又は建築物及びその価額
- 四 第二号に掲げる者に前号に掲げる宅地、借地権又は建築物に対応して与えられることとなる施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の明細及びその価額の概算額
- 五 第三号に掲げる宅地、借地権又は建築物について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に關する事項の定めを登記又は処分の制限の登記（以下「担保権等の登記」と総称する。）に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

- 六 前号に掲げる者が施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に關する権利の上を有することとなる権利
- 七 施行地区内の建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）で、当該権利に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所
- 八 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる施設建築物の一部
- 九 施設建築物敷地の地代の概算額及び地代以外

## の借地条件の概要

- 十 施行者が施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要
- 十一 第七十九条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に所有する宅地、借地権又は建築物及びその価額
- 十二 施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失ひ、かつ、当該権利に対応して、施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにその価額
- 十三 組合の参加組合員に与えられることとなる施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所
- 十四 第四号及び前号に掲げるもののほか、施設建築物敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等の明細、その帰属並びにその管理処分の方法
- 十五 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項
- 十六 権利交換期日、土地明渡しの前定期間及び工事完了の前定期間
- 十七 その他建設省令で定める事項
- 2 宅地又は借地権を有する者が当該宅地の上に建築物を有する場合において、当該宅地、借地権又は建築物について担保権等の登記に係る権利があるときは、これらの宅地、借地権又は建築物は、それぞれ別個の権利者に属するものとみなして権利交換計画を定めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。  
一 担保権等の登記に係る権利の消滅について

## 関係権利者のすべての同意があつたとき。

- 二 宅地と建築物又は借地権と建築物とが同一の担保権等の登記に係る権利の目的となつており、かつ、それらのすべての権利の順位が、宅地と建築物又は借地権と建築物とにおいてそれぞれ同一であるとき。
- 3 借地権の設定に係る仮登記上の権利があるときは、仮登記権利者が当該借地権を有する場合を除き、宅地の所有者が当該借地権を別個の権利者として有するものとみなして、権利交換計画を定めなければならない。
- 4 宅地又は建築物に関する権利に争ひがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人に属するものとして権利交換計画を定めなければならない。ただし、借地権以外の宅地を使用し、又は収益する権利の存否が確定しない場合にあつては、その宅地の所有者に対しては、当該権利が存しないものとして、その者に与える施設建築物の一部等を定めなければならない。
- (権利交換計画の決定の基準)
- 第七十四条 権利交換計画は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善することともに、施設建築物及び施設建築物敷地の合理的利用を図るよう定めなければならない。
- 2 権利交換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払つて定めなければならない。
- (施設建築物敷地)
- 第七十五条 権利交換計画は、一個の施設建築物敷地は一筆の土地となるものとして定めなければならない。
- 2 権利交換計画は、施設建築物敷地には施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されるものとして定めなければならない。
- 3 第七十三条第一項第二号に掲げる者が取得することとなる施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び当該施設建築物の共用部分

## の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。

- 第七十六条 権利交換計画においては、施行地区内に宅地を有する者に対しては、施設建築物敷地の所有権が与えられるように定めなければならない。
- 2 二以上の施設建築物敷地がある場合において、各宅地の所有者に与えられる施設建築物敷地は、当該市街地再開発事業のうち建築物敷地及び公共施設の整備に関する事業を土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業として施行したならば、当該宅地につき換地と定められるべき土地の属すべき施設建築物敷地とする。
- 3 一の施設建築物敷地について二人以上の宅地の所有者が所有権を与えられるときは、当該施設建築物敷地は、各宅地の価額に應ずる割合によりこれらの者の共有に属するものとする。
- 4 第七十一条第一項の申出をした宅地の所有者の所有する宅地については、施行者をその宅地の所有者とみなして前三項の規定を適用する。
- (施設建築物の一部等)
- 第七十七条 権利交換計画においては、第七十一条第一項の申出をした者を除き、施行地区内に借地権を有する者及び施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者に対しては、施設建築物の一部等が与えられるように定めなければならない。組合の定款により施設建築物の一部等が与えられるように定められた参加組合員に対しても、同様とする。
- 2 前項前段に規定する者に対して与えられる施設建築物の一部等は、それらの者が権利を有する施行地区内の土地又は建築物の位置、地積又は床面積、環境及び利用状況とそれらの者に与えられる施設建築物の一部の位置、床面積及び環境とを総合的に勘案して、それらの者の相互

## 間に不均衡が生じないように、かつ、その価額と従前の価額との間に著しい差額が生じないように定めなければならない。この場合において、二以上の施設建築物敷地があるときは、その施設建築物の一部は、特別の事情がない限り、それらの者の権利に係る土地の所有者に前条第一項及び第二項の規定により与えられることと定められる施設建築物敷地に建築される施設建築物の一部としなければならない。

- 3 宅地の所有者である者に対しては、その者に与えられる施設建築物敷地に第八十八条第一項の規定により地上権が設定されることによる損失の補償として施設建築物の一部等が与えられるように定めなければならない。
- 4 権利交換計画においては、第一項又は前項の規定により与えられるように定められる施設建築物の一部等以外の部分は、施行者に帰属するように定めなければならない。
- 5 権利交換計画においては、第七十一条第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者から当該施設建築物について借家権の設定を受けている者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）に対しては、第一項の規定により当該施設建築物の所有者に与えられることとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるように定めなければならない。ただし、当該施設建築物の所有者が第七十一条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるように定めなければならない。
- (担保権等の登記に係る権利)
- 第七十八条 施行地区内の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の土地に権原に基づき所有される建築物について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利交換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、

その権利の目的たる宅地、借地権又は建築物に  
対応して与えられるものとして定められた施設  
建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物  
の一部等に関する権利の上に存するものとして  
定めなければならない。この場合において、借  
地権の設定に係る仮登記上の権利は、当該借地  
権に対応して与えられる権利につき、当該仮登  
記に基づく本登記がされるための条件が成就す  
ることを停止条件とする当該対応して与えられ  
る権利の移転請求権として定めなければならない  
い。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の  
衡平を図るため必要があるときは、施行者は、  
当該存するものとして定められる権利につき、  
これらの者の意見をきいて、必要な定めをする  
ことができる。

(床面積が過小となる施設建築物の一部の処理)  
第七十九条 権利交換計画を第七十四条第一項の  
基準に適合させるため特別な必要があるときは  
は、第七十七条第二項又は第三項の規定によれ  
ば床面積が過小となる施設建築物の一部の床面  
積を増して適正なものとする事ができる。こ  
の場合においては、必要限度において、これ  
らの規定によれば床面積が大大余裕がある施設  
建築物の一部の床面積を減ずることができる。

2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める  
基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意  
を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て定  
める。この場合において、市街地再開発審査会  
の議決は、第五十七条第四項第一号(第五十九  
条第二項において準用する場合を含む。)に掲げ  
る委員の過半数を含む委員の過半数の賛成によ  
って決する。

3 権利交換計画においては、前項の規定により  
定められた床面積の基準に照らし、床面積が著  
しく小である施設建築物の一部又はその施設建  
築物の一部についての借家権が与えられること  
となる者に対しては、前二条の規定にかかわら

ず、施設建築物の一部等又は借家権が与えられ  
ないよう定めることができる。

(宅地等の価額の算定基準)

第八十条 第七十三条第一項第三号、第十一号又  
は第十二号の価額は、第七十一条第一項又は第  
五項(同条第六項において読み替えて適用する  
場合を含む。)の規定による三十日の期間を経過  
した日における近傍類似の土地、近傍同種の建  
築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建  
築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮し  
て定める相当の価額とする。

2 第七十六条第三項の割合の基準となる宅地の  
価額は、当該宅地に関する所有権以外の権利が  
存しないものとして、前項の規定を適用して算  
定した相当の価額とする。

(施設建築物敷地の価額の概算額の算定基準)

第八十一条 権利交換計画においては、第七十三  
条第一項第四号、第九号又は第十号の概算額  
は、政令で定めるところにより、市街地再開発  
事業に要する費用及び前条第一項に規定する三  
十日の期間を経過した日における近傍類似の土  
地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若し  
くは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取  
引価格等を考慮して定める相当の価額を基準と  
して定めなければならない。

(公共施設の用に供する土地の帰属に関する定  
め)

第八十二条 権利交換計画においては、市街地再  
開発事業により従前の公共施設に代えて設置さ  
れる新たな公共施設の用に供する土地は、従前  
の公共施設の用に供される土地の所有者が国で  
あるときは国に、地方公共団体であるときは当  
該地方公共団体に帰属し、その他の新たな公共  
施設の用に供する土地は、当該公共施設を管理  
すべき者(その者が、国の機関であるときは  
国、地方公共団体の機関であるときは当該地方  
公共団体)に帰属するように定めなければならない。

(権利交換計画の縦覧等)

第八十三条 施行者は、権利交換計画を定めよう  
とするときは、権利交換計画を二週間公衆の縦  
覧に供しなければならない。この場合において  
は、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所  
及び縦覧の時間を公告するとともに、施行地区  
内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を  
有する者にこれらの事項を通知しなければならない  
い。

2 施行地区内の土地又は土地に定着する物件に  
関し権利を有する者は、縦覧期間内に、権利交  
換計画について施行者の意見書を提出すること  
ができる。

3 施行者は、前項の規定により意見書の提出が  
あつたときは、その内容を審査し、その意見書  
に係る意見を採択すべきであると認めるときは  
権利交換計画に必要な修正を加え、その意見書  
に係る意見を採択すべきでないとするときは  
その旨を意見書を提出した者に通知しなければ  
ならない。

4 施行者が権利交換計画に必要な修正を加えた  
ときは、その修正に係る部分についてさらに第  
一項からこの項までに規定する手続を行なうべ  
きものとする。ただし、その修正が政令で定め  
る軽微なものであるときは、その修正部分に係  
る者にその内容を通知することをもつて足り  
る。

5 第一項から前項までの規定は、権利交換計画  
を変更する場合(政令で定める軽微な変更をす  
る場合を除く。)に準用する。

(審査委員及び市街地再開発審査会の関与)

第八十四条 施行者は、権利交換計画を定め、又  
は変更しようとするとき(政令で定める軽微な  
変更をしようとする場合を除く。)は、審査委員  
の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会  
の議決を経なければならない。この場合におい  
ては、第七十九条第二項後段の規定を準用す  
る。

2 前項の規定は、前条第二項の意見書の提出が  
あつた場合において、その採否を決定するとき  
に準用する。

(価額についての裁決申請等)

第八十五条 第七十三条第一項第三号、第十一号  
又は第十二号の価額について第八十三条第三  
項の規定により同条第二項の意見書を採択しない  
旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日か  
ら起算して三十日以内に、取用委員会にその価  
額の裁決を申請することができる。

2 前項の規定による裁決の申請は、事業の進行  
を停止しない。

3 土地収用法第九十四条第三項から第八項ま  
で、第三百三十三条及び第三百三十四条の規定は、  
第一項の規定による取用委員会の裁決及びその  
裁決に不服がある場合の訴えについて準用す  
る。この場合において必要な技術的説書等は、  
政令で定める。

4 第一項の規定による取用委員会の裁決及び前  
項の規定による訴えに対する裁判は、権利交換  
計画において与えられることと定められた施設  
建築物敷地の共有持分又は施設建築物の一部等  
には影響を及ぼさないものとする。

第三款 権利の交換

(権利交換の処分)

第八十六条 施行者は、権利交換計画若しくはそ  
の変更の認可を受けたとき、又は権利交換計画  
について第七十二条第二項の政令で定める軽微  
な変更をしたときは、遅滞なく、建設省令で定  
めることにより、その旨を公告し、及び関係  
権利者に関係事項を書面で通知しなければならない  
い。

2 権利交換に関する処分は、前項の通知をする  
ことによつて行なう。

(権利交換期日における権利の交換)

第八十七条 施行地区内の土地は、権利交換期日  
において、権利交換計画の定めるところに従  
い、新たに所有者となるべき者に帰属する。こ

の場合において、従前の土地を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。

2 権利交換期日において、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者の当該建築物は、施行者に帰属し、当該建築物を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。ただし、第六十六条第八項の承認を受けずに新築された建築物及び他に移転すべき旨の第七十一条第一項の申出があつた建築物については、この限りでない。

第八十八条 施設建築物の敷地となるべき土地には、権利交換期日において、権利交換計画の定めるところに従い、施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されたものとみなす。ただし、権利交換期日以後第百条の公告の日までの間は、権利交換計画の定めるところに従い、施行者がその地代の概算額を支払ふものとする。

2 施設建築物の一部は、権利交換計画において、これとあわせて与えられることと定められていた地上権の共有持分を有する者が取得する。

3 第七十三条第四項の規定により借地権が存するものとして権利交換計画が定められたときは、当該借地権を有するものとされた者が取得した施設建築物の一部等は、その取得の際、その者から当該借地権の設定者とされた者に対し、当該借地権の存しないことの確定を停止条件として移転したものとみなす。

4 建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利交換計画において施設建築物の共用部分と定められたものがあるとき、又は権利交換計画において定められた施設建築物の共用部分の共有持分が同法第四条第一項若しくは第十條の規定に適合しないときは、権利交換計画その定めをした部分は、それぞれ同法第三条第二項又は第四条

第二項若しくは第八條ただし書の規定による規約とみなす。

5 施行地区内の建築物について借家権を有していた者（その者がさらに借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者）は、権利交換計画の定めるところに従い、施設建築物の一部について借家権を取得する。

6 第一項の規定による地上権の設定については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八條の四第一項及び国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八條第一項の規定は、適用しない。

（担保権等の移行）

第八十九条 施行地区内の宅地、借地権又は建築物について存する担保権等の登記に係る権利は、権利交換期日以後は、権利交換計画の定めるところに従い、施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に存するものとする。

（権利交換の登記）

第九十条 施行者は、権利交換期日後遅滞なく、施行地区内の土地につき、従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記並びに権利交換後の土地に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2 施行者は、権利交換期日後遅滞なく、第八十七条第二項の規定により施行者に帰属した建築物については所有権の移転の登記及び所有権以外の権利の登記の抹消を、施行地区内のその他の建築物については権利交換手続開始の登記の抹消を申請し、又は嘱託しなければならない。

3 権利交換期日以後においては、施行地区内の土地及び第八十七条第二項の規定により施行者に帰属した建築物に関しては、前二項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

（補償金等）

第九十一条 施行者は、施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失ひ、かつ、当該権利に対応して施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部について借家権を与えられないものに對し、その補償として、権利交換期日までに、第八十条第一項の規定により算定した相当の価額に同項に規定する三十日の期間を経過した日から権利交換期日までの期間につき年六分の割合により算定した利息相当額を附してこれを支払わなければならない。

2 収用委員会は、前項の規定による補償を受けようとする者に対し第八十五条第一項の規定による裁決をする場合において、その裁決で定められた価額が前項に規定する相当の価額として施行者が支払つた額をこえるときは、その差額につき同項に規定する利息相当額並びにその差額及び利息相当額につき権利交換期日後その支払を完了するまで百円につき一日四銭の割合による過怠金を支払うべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

3 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、前項の裁決に關し、第八十五条第三項の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。

（補償金等の供託）

第九十二条 施行者は、次の各号の一に該当する場合においては、前条に規定する補償金（利息相当額を含む）及び過怠金（以下「補償金等」という。）の支払に代えてこれを供託することができ、

一 補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金等を受領することができないとき、

二 施行者が過失がなく補償金等を受けるべき者を確定することができないとき。

三 施行者が収用委員会の裁決した補償金等の額に對して不服があるとき。

四 施行者が差押え又は仮差押えにより補償金等の払渡しを禁じられたとき。

2 前項第三号の場合においては、補償金等を受けようとする者の請求があるときは、施行者は、自己の見積り金額を払い渡し、裁決による補償金等の額との差額を供託しなければならない。

3 施行者は、第七十三条第四項の場合においては、権利交換計画において存するものとされた権利に係る補償金等（併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合においては、それらの権利に對する補償金等のうち最高額のものの）の支払に代えてこれを供託しなければならない。

4 前三項の規定による供託は、施行地区内の土地の所在地の供託所にしなければならない。

5 施行者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金等を受領すべき者（その供託が第三項の規定によるものであるときは、争いの当事者）に通知しなければならない。

（物上代位）

第九十三条 先取特権、質権又は抵当権の目的物について補償金等が支払われる場合には、これらの権利は、その補償金等に對しても行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならない。

（差押え又は仮差押えがある場合の措置）

第九十四条 差押えに係る権利については、第九十一条第一項の規定にかかわらず、施行者は、権利交換期日までに、同項の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売による競落代金の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、こ

の限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代金又は滞納処分による売却代金とみなし、その払渡しを受けた日は、強制執行又は競売法による競売に關しては、競落期日とみなす。

3 強制競売に係る競落許可決定後その確定前、競売法による競売に係る競落許可決定後競落代金の支払前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、競落許可決定又は売却決定は、その効力を失ふ。

4 差押えに係る権利について第九十一条第二項の裁決があつたときは、施行者は、その補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。

5 施行者は、前項の場合において、取用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるときは、同項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。

6 第一項及び前二項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡しに準用する。

7 施行者に補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に關しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、施行者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

8 第一項、第四項又は前二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行又は競売法による競売に關しては、最高裁判所規則で民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）及び競売法の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以

外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に關しては、政令で国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の特例その他必要な事項を定めることができる。

#### 第四款 土地の明渡し

##### （占有の継続）

第九十五条 権利変換期日において、第八十七条の規定により失つた権利に基づき施行地区内の土地又は建築物を占有していた者及びその承継人は、次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの日限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第六十六条の規定の適用を妨げない。

##### （土地の明渡し）

第九十六条 施行者は、権利変換期日後市街地再開発事業に係る工事のため必要があるときは、施行地区内の土地又は当該土地にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、土地の明渡しを求めることができる。

2 前項の規定による明渡しの日限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を經過した後の日でなければならない。

3 第一項の規定による明渡しの日限があつた土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡しの日限までに、施行者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。ただし、第九十一条第一項又は次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

4 前条の規定により建築物を占有する者が施行者に当該建築物を引き渡す場合において、当該建築物に、第六十六条第八項の承認を受けないで改築、増築若しくは大修繕が行なわれ、又は物件が附加増置された部分があるときは、第八十七条第二項の規定により当該建築物の所有権を失つた者は、当該部分又は物件を除却して、これを取得することができる。

##### （土地の明渡しに伴う損失補償）

第九十七条 施行者は、前条の規定による土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転により同条第一項の土地の占有者及び物件に關し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償額については、施行者と前条第一項の土地の占有者又は物件に關し権利を有する者とが協議しなければならない。

3 施行者は、前条第二項の明渡しの日限までに第一項の規定による補償額を支払わなければならない。この場合において、その期限までに前項の協議が成立していないときは、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て定めた金額を支払わなければならないものとし、その議決については、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

4 第二項の規定による協議が成立しないときは、施行者又は損失を受けた者は、取用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による補償額の裁決を申請することができる。

5 第八十五条第二項及び第三項、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十二条の規定は、第二項の規定による損失の補償について準用する。

（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行）

第九十八条 第九十六条第三項の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由によりその義務を履行することができないとき。

二 施行者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2 第九十六条第三項の場合において土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの日限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、施行者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 前項の場合において、都道府県知事は、義務者及び施行者にあらかじめ通知したうえで、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施行者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わつて受けることができる。

4 施行者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、施行者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、前条第一項の補償金を支払つたものとみなす。

（費用の徴収）

第九十九条 市町村長は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第九十六条第三項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する前条第三項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第一項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させる



ものとする。

4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならぬ。

5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができ、この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五款 工事完了等に伴う措置

(建築工事の完了の公告等)

第百条 施行者は、施設建築物の建築工事を完了したときは、すみやかに、その旨を、公告するとともに、第八十八条第二項又は第五項の規定により施設建築物に關する権利を取得する者に通知しなければならぬ。

(施設建築物に關する登記)

第百一条 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築物及び施設建築物に關する権利について必要な登記を申請し、又は囑託しなければならぬ。

2 施設建築物に關する権利に關しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(借家条件の協議及び裁定)

第百二条 権利交換計画において施設建築物の一部等が与えられるように定められた者(施行者を除く)と当該施設建築物の一部について借家権が与えられるように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならぬ。

2 第百条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を

経て、次の各号に掲げる事項について裁定することができ、この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

一 賃借りの目的  
二 家賃の額、支払期日及び支払方法  
三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借りの目的については賃借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額については賃借人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

4 第二項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

5 第二項の裁定に關し必要な手続に關する事項は、建設省令で定める。

6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

(施設建築物の一部等の価額の確定)

第百三条 施行者は、市街地再開発事業の工事が完了したときは、すみやかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に關する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施設建築物地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等を取得した者又は施行者の所有する施設建築物の一部について第八十八条第五項の規定により借家権を取

得した者ごとに、施設建築物地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等の価額、施設建築物

敷地の地代の額又は施行者が賃貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、施設建築物地に於いて当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、前項の通知を受けた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。

3 前項ただし書の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

(清算)

第百四条 前条第一項の規定により確定した施設建築物地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに對應する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相當する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築物地の地代の額と第八十八条第一項ただし書の規定により支払つた地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。

(物上代位)

第百五条 前条に規定する宅地、借地権又は建築物に先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同条の規定により交付される清算金に對して権利を行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならぬ。

(清算金の徴収)

第百六条 第百四条の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して分割して徴収することができる。

2 施行者は、第百四条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を附したときは、その利子を含む。以下同じ)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限

を指定して督促することができる。

3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、地方公共団体又は公団にあつては政令で定めるところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

4 第二項の督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体又は公団は、国税滞納処分の例により、同項の清算金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、清算金に先だつものとする。

6 第四十一条の規定は、組合の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。

7 第四十二条の規定は、施行者が第二項の清算金及び第三項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第百六条第二項」と読み替へるものとする。

(先取特権)

第百七条 第百四条の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施設建築物の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第百一条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによつてその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

(施行者が取得した施設建築物の一部等の管理処分)



第百八条 市街地再開発事業により施行者が取得した施設建築物の一部等は、巡査派出所、電気事業者の電気工作物その他公益上欠くことができない施設の用に供するため賃貸し、又は譲渡するもののはかは、原則として、公募により賃貸し、又は譲渡しなければならない。この場合において、施行者は、賃貸又は譲渡後の施設建築物の一部等が当該市街地再開発事業の目的に適合して利用されるよう十分に配慮しなければならない。

2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が市街地再開発事業により取得した施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。

(市街地再開発事業の施行により設置された公共施設の管理)

第百九条 市街地再開発事業の施行により設置された公共施設は、当該公共施設の整備に関する工事が完了したときは、その存する市町村(都の特別区の存する区域においては、都)の管理に属する。ただし、法律又は定款若しくは施行規程に管理すべき者の定めがあるときは、それ

らの者の管理に属するものとする。

第六款 権利交換手続の特則

第百十条 組合は、権利交換期日に生ずべき権利の変動その他権利交換の内容につき、施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者のすべての同意を得たときは、第七十三条第二項から第四項まで、第七十五条から第七十八条まで、第八十条及び第八十一条の規定によらないで、権利交換計画を定めることができる。この場合においては、第八十三条、第二百二条、第二百三

2 前項の規定により権利交換計画を定めた場合においては、第八十七条から第八十九条までの規定にかかわらず、権利交換計画の定めるところにより、権利交換期日において土地及び土地に存する物件に関する権利の得喪及び変更を生じ、当該市街地再開発事業により建築される施設建築物に関する権利は、権利交換計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。

3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

| 第四十四条                | 第八十八条第一項の規定による地上権            | 借地権                    |
|----------------------|------------------------------|------------------------|
| 第四十四条                | 地上権の目的                       | 借地権の目的                 |
| 第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号 | 施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等 | 施設建築物敷地又は施設建築物に関する権利   |
| 第七十三条第一項第十二号         | 施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等  | 施設建築物敷地若しくは施設建築物に関する権利 |
| 第七十三条第一項第十三号         | 施設建築物の一部等                    | 施設建築物敷地又は施設建築物に関する権利   |

第七十三条第一項第十四号

施設建築物敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等

施設建築物敷地又は施設建築物に関する権利

第七十三条第一項第十七号

その他

前各号に掲げるもののほか、権利交換の内容その他

第九十条第一項

従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記

従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記又は権利交換手続開始の登記の抹消

第九十条第二項及び第三項、第九十六条第四項

第八十七条第二項

第一百十条第二項

第九十条第二項

及び所有権以外の権利の登記の抹消

並びに権利交換に伴い消滅した権利の登記及び権利交換手続開始の登記の抹消

第九十五条

第八十七条

第一百十条第二項

第百条

第八十八条第二項又は第五項

第一百十条第二項

第百十一条 施行者が地方公共団体又は公団である場合において、第七十五条第二項の規定により権利交換計画を定めることが適当でないとき、施行者は、同項の規定にかかわらず、施設建築物敷地に地上権が設定されないものとして権利交換計画を定めることができる。この場合においては、第七十六条、第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八条第一項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

| 第五十二条第二項第六号、第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号、第七十八号第一項、第八十九条、第百四条、第百八条第二項 | 施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等 | 建築施設の部分 |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------|---------|
| 第七十三条第一項第十二号、第九十一条第一項                                        | 施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等  | 建築施設の部分 |
| 第七十三条第一項第十四号                                                 | 施設建築物敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等   | 建築施設の部分 |

|                                                                                             |                            |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------|
| 第七十三条第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十条第三項、第二百二条第一項、第二百三条の見出し、第二百八条の見出し、同条第一項 | 施設建築物の一部等                  | 建築施設の部分 |
| 第七十五条第三項                                                                                    | 施設建築物の所有を目的とする地上権          | 施設建築敷地  |
| 第七十七条第一項                                                                                    | 借地権                        | 宅地又は借地権 |
| 第七十九条第一項                                                                                    | 第二項又は第三項                   | 第二項前段   |
| 第八十一条                                                                                       | 第九号又は第十号                   | 又は第十号   |
| 第八十五条第四項                                                                                    | 施設建築敷地の共有持分又は施設建築物の一部等     | 建築施設の部分 |
| 第八十八条第二項                                                                                    | 地上権                        | 施設建築敷地  |
| 第二百三条第一項                                                                                    | 施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等 | 建築施設の部分 |
| 第二百三条第一項                                                                                    | 価額、施設建築敷地の地代の額             | 価額      |

第四章 組合の事業の代行

(事業代行開始の決定)

第百十二条 都道府県知事は、組合の事業の現況その他の事情により組合の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第二百二十四条第二項又は第二百二十五条の規定による監督処分によつては組合の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、組合若しくは組合員の申請により、又は職権で、事業代行の開始を決定することができる。

(事業代行開始の公告)

第百十三条 都道府県知事は、前条の規定により事業代行の開始を決定したときは、組合の名称、組合の事業が事業代行者により代行される

旨、当該事業代行者の名称、事業代行開始の決定の年月日その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

(事業代行者)

第百十四条 事業代行者は、都道府県知事とする。ただし、都道府県知事は、組合の施行地区を管轄する市町村長と協議して、当該市町村長を事業代行者と定めることができる。

(事業代行開始の効果)

第百十五条 事業代行開始の公告があつたときは、組合の代表、業務の執行並びに財産の管理及び処分をする権限は、事業代行終了の公告があるまでの間、事業代行者に専属する。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する

法律の特例

第百十六条 事業代行者である都道府県知事又は市町村長が統轄する地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、事業代行開始の公告の日後における組合の債務について保証契約をすることができ

(事業代行終了の公告等)

第百十七条 事業代行者は、組合の事業の継続が困難となるおそれなくなつたとき、又は第二百一十條の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあつては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。

(先取特権)

第百十八条 事業代行者である都道府県知事又は市町村長が統轄する地方公共団体は、組合の債務について保証契約をした場合において、その保証に係る債務を弁済したときは、その求償権に關し、組合の取得すべき施設建築物の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第二百一十條の規定による登記の際に求償権の額を登記することによつてその効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八條第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

第五章 費用の負担等

(費用の負担)

第百十九条 市街地再開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。

(地方公共団体の分担金)

第百二十条 公団は、公団が施行する市街地再開発事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その市街地再開発事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣は、当事者の意見をきくとともに、自治大臣と協議しなければならない。

(公共施設管理者の負担金)

第百二十一条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、組合が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。

(費用の補助)

第百二十二条 地方公共団体は、組合に対して、市街地再開発事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が、前項の規定により補助金を交付し、又はみずから市街地再開発事業を施行する場合には、予算の範囲内において、

政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

#### (資金の融通等)

第二百三十三条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

#### 第六章 監督等

##### (報告、勧告等)

第二百三十四条 建設大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は市町村又は組合に対し、市町村長は組合に対し、それぞれその施行する市街地再開発事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事は、組合に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

##### (組合に対する監督)

第二百三十五条 都道府県知事は、組合の施行する市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利交換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利交換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況を検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行なつた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利交換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況を検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

は定款、事業計画若しくは権利交換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお總會を招集しないときは、権利交換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消すときは、あらかじめ、その組合の役員又は組合の設立についての認可を受けた者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聴聞に應じないときは、この限りでない。

6 都道府県知事は、第三十一条第三項の規定により組合員から總會の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が總會を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、總會を招集しなければならない。第三十四条第三項又は第三十五条第四項において準用する第三十一条第三項の規定により組合員又は総代から總會の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が總會の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。

7 都道府県知事は、第二十六条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十六条第三項において準用する第二十六条第一項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

8 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會、總會の部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

##### (都道府県及び市町村に対する監督)

第二百三十六条 建設大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は市町村に対し、これらの者が施行者として行なう処分又は工事が、この法律又はこれに基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるときは、市街地再開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

##### (不服申立て)

第二百三十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

- 一 第十一条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可
- 二 第十六条第三項(第三十八条第二項、第五十三条第二項(第五十六条において準用する場合を含む)並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む)の規定による通知
- 三 第五十一条第一項(第五十六条において準用する場合を含む)の規定による認可
- 四 第五十八条第一項の規定による認可
- 五 第七十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定による認可
- 六 第八十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による通知

第二百三十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都道府県又は公団がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という)に不服のある者は、組合又は市町村がした処分にあつては都道府県知事に対し、都道府県又は公団がした処分にあつては建設大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利交換に關する処分についての審査請求においては、権利交換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに關する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2 前項の審査請求について都道府県知事がした裁決に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

##### (技術的援助の請求)

第二百三十九条 組合を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、組合は市町村長に対し、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ市街地再開発事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

##### 第七章 雑則

##### (処分、手続等の効力)

第二百四十条 市街地再開発事業の施行に係る土地又はその土地に存する工作物その他の物件について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく命令、定款若しくは施行規程の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

##### (土地の分割及び合併)

第二百四十一条 施行者は、市街地再開発事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わつ

て土地の分割又は合併の手続をすることができ  
る。

2 施行者は、一筆の土地が施行地区の内外又は  
二以上の工区にわたる場合において、権利変換  
手続開始の登記を申請し、又は嘱託をするとき  
は、あらかじめ、その土地の分割の手続をしな  
ければならない。

(不動産登記法の特例)

第百三十二条 施行地区内の土地及びその土地に  
存する建物の登記については、政令で、不動産  
登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を  
定めることができる。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第百三十三条 施行者は、政令で定めるところに  
より、都道府県又は公団にあつては建設大臣  
の、組合又は市町村にあつては都道府県知事の  
認可を受け、施設建築物及び施設建築物敷地の管  
理又は使用に関する区分所有者相互間の事項に  
つき、管理規約を定めることができる。

2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関す  
る法律第二十三条の規約とみなす。

(関係簿書の備付け)

第百三十四条 施行者は、建設省令で定めるとこ  
ろにより、市街地再開発事業に関する簿書をそ  
の事務所に備え付けておかなければならない。  
2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があ  
つたときは、施行者は、正当な理由がない限  
り、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第百三十五条 施行者は、市街地再開発事業の施  
行に關し書類を送付する場合において、送付を  
受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、  
又は遺失がなく、その者の住所、居所その他  
書類を送付すべき場所を通知することができな  
いときは、政令で定めるところにより、その書  
類の内容を公告することをもつて書類の送付に  
代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の

翌日から起算して十日を経過した日に当該書類  
が送付を受けるべき者に到達したものとみな  
す。

(意見書等の提出の期間の計算等)

第百三十六条 この法律又はこの法律に基づく命  
令の規定により一定期間内に差し出すべき意見  
書その他の文書が郵便で差し出されたときは、  
郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期間が経過した後  
においても、容認すべき理由があるときは、受理  
することができる。

(大都市の特例)

第百三十七条 この法律又はこの法律に基づく政  
令の規定により、都道府県知事が処理し、又は  
管理し、及び執行することとされている市街地  
再開発事業に関する事務(都道府県が施行する  
市街地再開発事業及び第十一条に係る事務を除  
く)で政令で定めるものは、地方自治法第二百  
五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条  
において「指定都市」という。)においては、政  
令で定めるところにより、指定都市の長が行な  
うものとする。この場合においては、この法律  
又はこの法律に基づく政令中「都道府県知事」に  
関する規定は、指定都市の長に関する規定として  
指定都市の長に適用があるものとする。

(固定資産税の軽減等)

第百三十八条 都市計画法第八條第一項第四号の  
高度利用地区内において当該高度利用地区に關  
する都市計画に適合して建築された耐火建築物  
で政令で定めるものに対して課する固定資産税  
については、地方税法(昭和二十五年法律第二  
百二十六号)第六條第二項の規定の適用がある  
ものとする。

2 国及び地方公共団体は、第百二十三条に規定  
する場合のほか、高度利用地区内において土地  
の合理的かつ健全な高度利用を実現する者に対  
し、建築物の建築に必要な技術上の助言又は資  
金のあつせんその他の援助に努めるものとする

る。  
(政令への委任)  
第百三十九条 この法律に特に定めるものは  
か、この法律の実施のため必要な事項は、政令  
で定める。

第八章 罰則

第百四十条 組合の役員、総代若しくは職員又は  
審査委員が職務に關して賄賂を受つたとき、  
又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲  
役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当  
の行為をしないときは、七年以下の懲役に処す  
る。

2 組合の役員、総代若しくは職員又は審査委員  
であつた者がその在職中に請託を受けて職務上  
不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつた  
ことにつき賄賂を受つたとき、又は要求し、若しく  
は約束したときは、三年以下の懲役に処する。  
3 組合の役員、総代若しくは職員又は審査委員  
がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を  
供与させ、又はその供与を約束したときは、三  
年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂  
は、没収する。その全部又は一部を没収するこ  
とができないときは、その価額を追徴する。  
第百四十一条 前条第一項から第三項までに規定  
する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約  
束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円  
以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その  
刑を減輕し、又は免除することができる。  
第百四十二条 次の各号の一に該当する者は、六  
月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。  
一 第六十条第一項又は第二項に規定する場合  
において、都道府県知事の許可を受けな  
い、土地又は工作物に立ち入り、又は立ち入  
らせた者

二 第六十条第一項又は第二項の規定による土  
地又は工作物の立ち入りを拒み、又は妨げた  
者

三 第六十一条第一項に規定する場合におい  
て、市町村長の許可を受けずに障害物を伐  
除した者又は都道府県知事の許可を受けな  
い土地に試掘等を行つた者  
四 第六十六条第四項の規定による命令に違反  
して、土地の原状回復をせず、又は建築物そ  
の他の工作物若しくは物件を移転せず、若し  
くは除却しなかつた者  
第百四十三条 第六十四条第二項の規定に違反し  
て、同条第一項の規定による標識を移転し、若  
しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した  
者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十四条 組合が次の各号の一に該当する場  
合においては、その行為をした役員又は職員を  
一万円以下の罰金に処する。  
一 第百二十四条第一項の規定による報告又は  
資料の提出を求められて、報告若しくは資料  
の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料  
の提出をしたとき。  
二 第百二十四条第二項又は第百二十五条第三  
項の規定による都道府県知事の命令に違反し  
たとき。

三 第百二十五条第一項又は第二項の規定によ  
る都道府県知事の検査を拒み、又は妨げた  
とき。  
第百四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人  
の代理人、使用人その他の従業者が、その法人  
又は人の業務又は財産に關して第百四十二条又  
は前条に規定する違反行為をしたときは、行為  
者を罰するほか、その法人又は人に対して各本  
条の罰金刑を科する。

第百四十六条 次の各号に掲げる場合において  
は、その行為をした組合の理事、監事又は清算  
人は、三万円以下の過料に処する。  
一 組合が市街地再開発事業以外の事業を営ん  
だとき。  
二 第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に

者  
三 第六十一条第一項に規定する場合におい  
て、市町村長の許可を受けずに障害物を伐  
除した者又は都道府県知事の許可を受けな  
い土地に試掘等を行つた者  
四 第六十六条第四項の規定による命令に違反  
して、土地の原状回復をせず、又は建築物そ  
の他の工作物若しくは物件を移転せず、若し  
くは除却しなかつた者  
第百四十三条 第六十四条第二項の規定に違反し  
て、同条第一項の規定による標識を移転し、若  
しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した  
者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十四条 組合が次の各号の一に該当する場  
合においては、その行為をした役員又は職員を  
一万円以下の罰金に処する。  
一 第百二十四条第一項の規定による報告又は  
資料の提出を求められて、報告若しくは資料  
の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料  
の提出をしたとき。  
二 第百二十四条第二項又は第百二十五条第三  
項の規定による都道府県知事の命令に違反し  
たとき。

記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

三 第四十八条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

四 都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

五 組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第百四十七条 次の各号に掲げる場合においてはその行為をした組合の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十七条第六項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。

二 第三十一条第一項(第三十五条第四項において準用する場合を含む。)(又は第三項若しくは第四項(第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

三 第三百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第百三十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第百四十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十条第二項の規定に違反してその名称中に市街地再開発組合という文字を用いた者

二 第三十一条第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十八日 参議院会議録第十九号

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現にその名称中に市街地再開発組合という文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第十条第二項の規定を適用しない。  
(公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律等の廃止)

第三条 次の各号に掲げる法律は、廃止する。  
一 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号)

二 防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第一百十号)

(市街地改造事業等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際、現に市街地改造事業に關する都市計画において施行区域として定められている土地の区域について施行される市街地改造事業については、旧公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際、現に存する防災建築街区造成組合、現に施行されている旧防災建築街区造成法第五十四条に規定する防災建築街区造成事業及び現に同法第五十六条の規定による補助金の交付の決定があつた防災建築物に關しては、同法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(公有水面埋立法の一部改正)

第五条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「又ハ流通業務市街地の整備に關する法律」を、「流通業務市街地の整備に關する法律又ハ都市再開発法」に改める。

第二十六条中「又ハ流通業務市街地の整備に關する法律第三十二条」を、「流通業務市街地の整備に關する法律第三十二条又ハ都市再開発法第八十七条第一項」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する  
都市再開発法案

第二百八十一条第二項第十七号中「及び市街地改造事業」を削り、同項第十八号を次のように改める。

十八 市街地再開発事業に關する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

(建設省設置法の一部改正)

第七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第三号第五号の九を次のように改める。

五の九 都市再開発法(昭和四十四年法律第三号)の施行に關する事務を管理すること。

第三号中第二十二号の二を削り、第二十二号の三を第二十二号の二とし、第二十二号の四から第二十二号の六までを一号ずつ繰り上げる。

第四号第三項中「第二十二号の三」を「第二十二号の二」に、「同条第二十二号の五」を「同条第二十二号の四」に改め、同条第四項中「同条第二十二号の六から第五号の十まで」を「同条第五号の六から第五号の八まで」に規定する事務、同条第五号の九に規定する事務(住宅局の所掌に属するものを除く。)(同条第五号の十)に改め、同条第七項中「前条第五号の十」に改め、同条規定する事務のうち市街地再開発組合及び日本住宅公団が施行する市街地再開発事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴うものを除く。)(の指導、助成及び監督に關するもの、同条第十九号に、「同条第二十一号から第二十二号の二まで、第二十二号の四、第二十二号の六」を「同条第二十一号、第二十二号、第二十二号の三、第二十二号の五」に改める。

第四号の二第三項中「第二十二号の三」を「第二十二号の二」に、「同条第二十二号の五」を「同条第二十二号の四」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第八条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十項中「防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第一百十号)第二十条第三号に規定する防災建築街区区内において相当の住宅部分を有する同条第二号に規定する防災建築物」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三号)第二条第六号に規定する施設建築物で相当の住宅部分を有するもの」に改める。

第二十号第五項及び第六項中「防災建築物」を「施設建築物」に改める。

第二十一条第三項第四号中「(防災建築街区造成法による防災建築街区造成組合が貸付けを受けた場合においては、当該組合の組合員を除く。)」を削る。

(建築基準法の一部改正)

第九条 建築基準法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の三」を「第五十九条の四」に改める。

第二条第二十一号中「容積地区」の下に「高度利用地区を加える。

第四十二条第一項第二号中「又は旧住宅地造成事業に關する法律(昭和三十九年法律第六十号)」を、「旧住宅地造成事業に關する法律(昭和三十九年法律第六十号)又ハ都市再開発法(昭和四十四年法律第三号)」に、「同項第四号及び第五号中「又は土地区画整理法」を、「土地区画整理法又ハ都市再開発法」に改める。

第五十五条第一項中「この節」を「第五十九条の三第一項を除き、この節」に改める。

第五十九条の三第三項中「前七条」を「前八条」に改め、第三章第四節中同条を第五十九条の四とし、第五十九条の二の次に次の一条を加える。

(高度利用地区)

第五十九条の三 高度利用地区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及

五七七

び建築物の建築面積は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

二 公衆便所、調査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 高度利用地区内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十八条第一項第一号の規定は、適用しない。

3 第五十七条第三項の規定は、第一項第三号又は前項の規定による許可をする場合に準用する。

第八十六条第一項中「第五十九条の三第一項の下に」第五十九条の四第一項を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物は、第五十九条の三第一項の規定を適用する場合においては、これを一の建築物とみなす。

第八十六条の二中「第五十九条の二第一項の下に」第五十九条の三第一項を加える。

第九十九条第一項第五号中「第五十九条の三第一項若しくは第二項」を「第五十九条の三第一

項、第五十九条の四第一項若しくは第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。  
第七十三条の四第一項第九号中「の用に供する土地」を「若しくは同条第十二号に規定する業務の用に供する土地」に改める。

第七十三条の十四第七項を次のように改める。

7 都市再開発法(昭和四十四年法律第

号)第七十三条第一項第二号に掲げる者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同項第三号に規定する宅地借地権又は建築物(以下本項において「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同項第四号に規定する施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額(同法第百三条第一項の規定により確定した価額とする。)の合計額に対する従前の宅地等の価額(同法第七十二条の権利交換計画において定められた価額とする。)の合計額の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

第七十三条の十四中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を削り、第十二項を第十項とする。

第七十三条の二十四第一項第三号中「防災建築物造成組合」を「市街地再開発組合」に改め、「(防災建築物造成組合から取得した場合にあつては、当該組合の組合員が取得したときに限る。)」を削る。

第七十三条の二十七の四の見出し中「防災建築物造成組合」を「市街地再開発組合」に改め、同条第一項中「防災建築物造成組合」を「市街地再開発組合」に、「防災建築物造成法第九條第二項の規定に基づき防災建築物」を

「市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物」に、「防災建築物」を「施設建築物」に改め、「当該組合の組合員」の下に「(参加組合員を除く。)」を加え、同条第二項中「(防災建築物)」を「施設建築物」に改める。

第三百五十二条第二項中「公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第四十一条の二」を「都市再開発法第八十八条第四項」に改める。

(日本住宅公団法の一部改正)

第十一条 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「新市街地を造成する」を「市街地に造成し、又は再開発する」に改める。  
第三十一条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 都市再開発法(昭和四十四年法律第 号)による市街地再開発事業を施行すること。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十七條の五」を「第三十八條」に、「第六十五條の九」第六十六條を「第六十六條」に改める。

第三十三条第一項中「、換地処分」の下に「、権利交換」を加え、「公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号)防災建築物造成法(昭和三十三年法律第十号)第五十五条第一項において準用する場合を含むものとし、以下この款において「市街地改造法」という。))を削り、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 資産につき都市再開発法(昭和四十四年法律第 号)による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により同法第九十一条の規

定による補償金(同法第七十九条第三項又は同法第九十一条の規定により読み替えられた同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第七十一条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき。

第三十三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 資産に關して有する権利で都市再開発法に規定する権利交換により新たな権利に交換をすることのないものが、同法第八十七条の規定により消滅し、同法第九十一条の規定による補償金を取得する場合  
第三十三条第三項第二号中「第三号」を「第三号の二」に改め、同条第五項中「又は第五号から第八号まで」を「第五号、第六号、第七号又は第八号」に改める。

第三十三条の二第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五項を削る。  
第三十三条の三の見出し中「換地処分」を「換地処分等」に、「土地等」を「資産」に改め、同条に次の二項を加える。

2 個人が、その有する資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築物敷地若しくはその共有持分又は地上権の共有持分を取得したときは、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、権利交換により譲渡した資産の譲渡がなかつたものとみなす。

3 前項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する権利につき譲渡、相続(限定



承認に係るものに限る。以下第三十九条までにおいて同じ。遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。又は贈与(相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。があつたときは、政令で定めるところにより、当該遺贈、相続、遺贈及び贈与のあつた日において同項に規定する資産の譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたものとみなして第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条、第三十五条、第四十条若しくは第五十九条の規定を適用し、同項に規定する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分又は地上権の共有持分につき都市再開発法第四十条の規定により同条の差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において同項に規定する資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき取用等による譲渡があつたものとみなして第三十三条の規定を適用する。

第三十三条の四第一項中「市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第三十三条の二第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物」を「都市再開発法第四十条の規定に該当することとなつたことに伴い、前条第三項の規定により同項の資産のうち同項の政令で定める部分」に改める。

第三十三条の六第一項中「市街地改造法第三十一条第一項の規定による給付を含む。以下この条において同じ。若しくは換地処分」を「換地処分若しくは権利交換(都市再開発法第十八条第二項の規定による施設建築物の一部の取得を含む。以下この条において同じ。に、「又は換地処分」を「換地処分又は権利交換」

に改め、同条第二項中「又は第三十三条の二第一項若しくは第二項」を「第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三第二項」に改める。

第三十七条の五及び第三十七条の六を削る。

第四十一条の八を次のように改める。

第四十一条の八 削除

第六十四条第一項中「換地処分」の下に「権利交換」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により同法第九十一条の規定による補償金(同法第七十九条第三項又は同法第七十九条第三項の規定により読み替へられた同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第七十一条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る)を取得するとき。

第六十四条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 資産に関して有する権利で都市再開発法に規定する権利交換により新たな権利に交換することのないものが、同法第八十七条の規定により消滅し、同法第九十一条の規定による補償金を取得する場合。

第六十四条第二項第二号中「第三号」を「第三号の二」に改め、同条第三項中「又は第五号から第八号まで」を「第五号、第六号、第七号又は第八号」に改める。

第六十五条第一項中「換地処分」の下に「権利交換」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 資産につき都市再開発法による市街地再

開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分又は地上権の共有持分を得るとき。

第六十五条第五項を次のように改める。

5 第一項第三号の規定の適用を受けた場合において、同号に規定する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分につき都市再開発法第四十条の規定により同条の差額に相当する金額(次条第一項、第二項及び第七項において「交換清算金」という。)の交付を受けることとなつたとき、又は当該権利に基づき同号の施設建築物の一部を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分又は当該権利につき取用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。

第六十五条第六項中「第三項」を「第一項又は第三項」に改め、「及び前項の規定により取用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた権利に係る同項に規定する建築施設の部分」を削る。

第六十五条の二第一項中「及び市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、前条第五項の規定により同条第一項第三号に規定する土地等又は建築物につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合」を削り、「取得するもの」の下に「並びに資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(以下この項、次項及び第七項において「権利交換資産」という。又は補償金を取得するとき)

を、「若しくは清算金」の下に「(交換清算金を含む。)」を加え、「土地等又は土地等及び清算金」を「土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び交換清算金」に、「土地等のうち当該取得した土地等」を「土地等若しくは資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産」に改め、同条第二項中「又は土地改良法」を「若しくは土地改良法」に、「において同じ」を「において「換地清算金」という。に、「又は土地等」を「若しくは土地等」に、「清算金を取得し」を「換地清算金を取得し、又はその有する資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により補償金(第六十四条第一項第三号の二又は第六号の二に規定する補償金をいう。以下この項において同じ。又は権利交換資産及び交換清算金を取得し」に、「当該清算金」を「当該換地清算金、補償金又は交換清算金」に改め、「額が換地処分」の下に「又は権利交換」を、「譲渡した土地等」の下に「又は資産」を加え、同条第七項中「土地等又は土地等及び清算金」を「土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び交換清算金」に、「土地等のうち当該取得した土地等」を「土地等若しくは権利交換資産」に改める。

第六十五条の九から第六十五条の十一までを削る。

第七十二条第二項中「防災建築街区造成法第三十九条第一項に規定する土地」を「建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域内で都市計画法第四十条第二項に規定する都市計画区域内にある土地又は同法第八十一条第五号の防火地域内の土地」に改める。

第七十五条を次のように改める。



条第十項とするを「同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする」に改め、同法第八十六條の改正規定中「若しくは第八項及び「若しくは第七項を削り、「同条第二項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項を「同条第三項」に、「同条第五項を「同条第四項」に改め、同法第八十六條の二の改正規定中「第二項若しくは第八項を第五十九條の第二項に、「第一項若しくは第七項を第五十九條の第二項」に改め、同法第九十九條第一項第五号の改正規定中「第五項若しくは第八項を若しくは第五項」に、「第四項若しくは第七項を若しくは第五項」に改める。

第二十八條の次に次の一条を加える。  
(土地調整委員会設置法の一部改正)

第二十八條の二 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十五号を第二十六号とし、第二十四號の次に次の一号を加える。

二十五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十一條第一項(同法第五十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議を裁定すること。

第二十五條第一項中「又は砂利採取法第四十條第一項」を「砂利採取法第四十條第一項又は都市計画法第五十一條第一項(同法第五十八條第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十四條の次に次の一条を加える。  
(宅地建物取引業法の一部改正)

第三十四條の二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八條第一項」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第一号」に改める。

第十四條の三第二号中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)、建築基準法」を「都市計画法、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)」に改める。

第四十七條中「規定より」を「規定により」に改める。

第六十九條及び第七十條を次のように改める。

第六十九條 第六十九條及び第七十條 削除  
第七十一條 中「都市再開発法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第百九号。以下「旧市街地改造法」という。)」を「公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第百九号。以下「市街地改造法」という。)」に改める。

第七十二條(見出しを含む。)中「旧市街地改造法」を「市街地改造法」に改め、同條のうち、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第六十四條の改正規定の次に次のように加える。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條 削除

第七十三條(見出しを含む。)中「旧市街地改造法」を「市街地改造法」に改め、同條第三項中「旧防災建築街区造成法」を「防災建築街区造成法」に改める。

第七十四條(見出しを含む。)中「旧防災建築街区造成法」を「防災建築街区造成法」に改める。

(地方自治法等の一部改正に伴う経過措置)  
第二十二條 附則第四條第一項に規定する市街地改造事業並びに同條第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 地方自治法  
二 建設省設置法  
三 住宅金融公庫法  
四 地方税法  
五 租税特別措置法  
六 首都高速道路公団法  
七 災害対策基本法  
八 阪神高速道路公団法  
九 登録免許税法

2 前項の場合において、この法律の施行後の不動産の取得について附則第十條の規定による改正前の地方税法第七十三條の十四第七項の規定を適用するときは、同項中「その者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額」とあるのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六條(防災建築街区造成法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に對するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に所有していた土地、借地権又は建築物の對價の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

(附則に關する経過措置)  
第二十三條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔岡三郎君登壇、拍手〕

○岡三郎君 ただいま議題となりました都市再開発法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、第五十八回国会において審査完了となりました法律案に、住宅問題等若干の手直しを加えて、去る三月十七日に再度提案されたものであります。

まず、本案のおもなる内容を申し上げます。

第一に、市街地再開発事業は、建築物の容積及び建築面積の最低限度が定められた高度利用地区内において施行することができることとしております。

第二に、市街地再開発事業に關する都市計画におきましては、公共施設の配置及び規模等に關する計画を定め、さらに、住宅不足の著しい地域においては、住宅建設の目標を定めなければならないこととしております。

第三に、市街地再開発事業は、都市計画事業として施行することとし、その施行者は、市街地再開発組合、地方公共団体及び日本住宅公団としておりますが、市街地再開発組合につきましては、施行地区内の土地所有者及び借地権者の三分の二以上の同意を得た上、都道府県知事の認可を受けて設立することとしております。

第四に、市街地再開発事業の手法は、権利交換計画の定めるところに従い、従前の土地及び建築物についての権利を新しい建築物と、その土地に關する権利に交換せしめつつ、建築物の共同・立

昭和四十四年四月十八日 参議院會議録第十九号 都市再開発法案

体化と公共施設の整備をはかるものであります。  
なお、権利変換計画を定めるにあたっては、審査委員または市街地再開発審査会の議を経なければならぬこと等、関係権利者の権利を保護することとしております。

第五に、市街地再開発事業を促進する措置として、事業に必要な資金について国または地方公共団体は補助金の交付、資金の融資等の配慮をすることとし、施行者は公共施設の管理者に対して費用の負担を求めることができることとするほか、地方税法、租税特別措置法等の一部を改正し、本事業に対する課税上の特例を定めることとしております。

本委員会におきましては、参考人から意見の聴取を行ない、また、佐藤総理の出席を求め、慎重な審査を重ねたのであります。

質疑のおもなる点は、市街地再開発事業の施行に伴う私権の制限と憲法第二十九条との関係、都市再開発のあり方、従来の防災建築街区造成事業等の実績、土地所有者及び借地権者の三分の二以上の同意による市街地再開発組合の設立と、これに対する強制力付与の問題、権利変換に際しての弱小権利者の保護及び生活補償、本事業による住宅建設のあり方等でありましたが、その詳細は會議録に譲ることいたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して沢田委員から反対、自由民主党を代表して山内委員から賛成、公明党を

代表して宮崎委員、日本共産党を代表して春日委員から、それぞれ反対する旨の発言がありました。

討論を終了し、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて自由民主党の大森委員から、附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

附帯決議の内容は次のとおりであります。

政府は、都市再開発法の施行にあたり、次の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、市街地再開発事業により建設される住宅については、国民生活の実態に応じて利用がで

きるようなものとするよう指導すること。  
一、市街地再開発組合の設立にあたっては、事業内容等を周知徹底し、同意を得られない者の立場も十分に考慮して、極力円満に設立手

続を進めるよう指導すること。  
一、市街地再開発事業の実施に伴い、権利を失うこととなる零細な居住者の補償等につい

て、十分に配慮すること。  
一、従来の防災建築街区造成事業が行なわれていたような地方の中小都市においても、市街地再開発事業が積極的に推進されるよう指導

すること。  
一、市街地再開発事業は、機能の低下した中小商店街並びに建築用途の混在している都市環

境が不良な地区等について優先的に行なうよう措置すること。

一、市街地再開発事業の推進を図るため、補助、融資等の助成措置について特段の配慮をすること。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君  
副議長 安井 謙君

議員  
峯山 昭範君 田淵 哲也君  
山田 勇君 青島 幸男君  
塩出 啓典君 藤原 房雄君  
山高しげり君 市川 房枝君  
三木 忠雄君 内田 善利君  
上林繁次郎君 任田 新治君  
内藤登三郎君 矢追 秀彦君

阿部 憲一君 中尾 辰義君  
松下 正寿君 高橋雄之助君  
田村 賢作君 小林 章君  
沢田 実君 多田 省吾君  
黒柳 明君 宮崎 正義君  
中沢伊登子君 片山 武夫君  
伊藤 五郎君 後藤 義隆君  
田代富士男君 鈴木 一弘君  
渋谷 邦彦君 向井 長年君  
高山 恒雄君 白井 勇君  
横山 フク君 柏原 ヤス君  
北條 浩君 白木義一郎君  
小平 芳平君 中村 正義君  
村尾 重雄君 小山邦太郎君  
植竹 春彦君 山崎 五郎君  
山本敬三郎君 若林 正武君  
渡辺一太郎君 安田 隆明君  
矢野 登君 増田 盛君  
長屋 茂君 中山 太郎君  
高田 治運君 中村喜四郎君  
西村 尚治君 八田 一朗君  
宮崎 正雄君 佐藤 隆君  
楠 正俊君 高橋文五郎君  
土屋 義彦君 船田 謙君  
吉江 勝保君 江藤 智君  
大竹平八郎君 柴田 栄君  
青田源太郎君 栗原 祐幸君  
藤田 正明君 梶原 茂嘉君

昭和四十四年四月十八日 参議院会議録第十九号

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 大谷 實雄君  | 前田佳都男君 | 上田 哲君  | 亀井 善彰君 |
| 増原 恵吉君  | 鍋島 直紹君 | 長田 裕二君 | 上田 稔君  |
| 徳永 正利君  | 新谷寅三郎君 | 和田 静夫君 | 松本 英一君 |
| 石原幹市郎君  | 河野 謙三君 | 安永 英雄君 | 佐田 一郎君 |
| 杉原 荒太君  | 剣木 亨弘君 | 菅野 儀作君 | 石原慎太郎君 |
| 山崎 竜男君  | 平泉 涉君  | 竹田 四郎君 | 杉原 一雄君 |
| 玉置 和郎君  | 沢田 一精君 | 達田 龍彦君 | 源田 実君  |
| 近藤英一郎君  | 玉置 猛夫君 | 熊谷太三郎君 | 久保 勘一君 |
| 大松 博文君  | 鈴木 省吾君 | 川上 為治君 | 森 勝治君  |
| 今 春聰君   | 小林 国司君 | 鈴木 力君  | 中村 波男君 |
| 久次米健太郎君 | 佐藤 一郎君 | 山本 杉君  | 温水 三郎君 |
| 山内 一郎君  | 山本茂一郎君 | 小林 武君  | 松本 賢一君 |
| 中津井 真君  | 林田悠紀夫君 | 林 虎雄君  | 森 八三二君 |
| 鬼丸 勝之君  | 内田 芳郎君 | 三木與吉郎君 | 塚田十一郎君 |
| 大森 久司君  | 岩動 道行君 | 大矢 正君  | 横川 正市君 |
| 河口 陽一君  | 丸茂 重貞君 | 小柳 勇君  | 高橋 衛君  |
| 二本 謙吾君  | 鹿島 俊雄君 | 塩見 俊二君 | 廣瀬 久忠君 |
| 長谷川 仁君  | 井川 伊平君 | 加瀬 完君  | 秋山 長造君 |
| 櫻井 志郎君  | 金丸 富夫君 | 成瀬 幡治君 | 須藤 五郎君 |
| 谷口 慶吉君  | 村上 春蔵君 | 渡辺 武君  | 春日 正一君 |
| 田中 茂穂君  | 西田 信一君 | 河田 賢治君 | 岩間 正男君 |
| 平島 敏夫君  | 山下 春江君 | 前川 且君  | 戸田 菊雄君 |
| 山本 利壽君  | 八木 一郎君 | 竹田 現昭君 | 山崎 昇君  |
| 田口長治郎君  | 平井 太郎君 | 村田 秀三君 | 川村 清一君 |
| 寺尾 豊君   | 古池 信三君 | 大橋 和孝君 | 沢田 政治君 |
| 松平 勇雄君  | 郡 祐一君  | 矢山 有作君 | 源谷 英行君 |
| 青木 一男君  | 小林 武治君 | 吉田忠三郎君 | 大森 創造君 |
| 吉武 恵市君  | 木村 陸男君 | 鶴園 哲夫君 | 野上 元君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 千葉千代世君 | 山本伊三郎君 |
| 武内 五郎君 | 森中 守義君 |
| 近藤 信一君 | 鈴木 強君  |
| 森 元治郎君 | 阿具根 登君 |
| 永岡 光治君 | 中村 英男君 |
| 久保 等君  | 岡 三郎君  |
| 亀田 得治君 | 占部 秀男君 |
| 大和 与一君 | 木村福八郎君 |
| 田中 一君  | 松澤 兼人君 |
| 加藤シツエ君 |        |

## 国務大臣

## 政府委員

〔第十六号参照〕  
審査報告書

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に

|           |        |
|-----------|--------|
| 内閣法制局長官   | 高辻 正巳君 |
| 防衛庁防衛局長   | 穴戸 基男君 |
| 外務省アメリカ局長 | 東郷 文彦君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 佐藤 榮作君 |
| 法務大臣   | 西郷吉之助君 |
| 文部大臣   | 坂田 道太君 |
| 厚生大臣   | 斎藤 昇君  |
| 建設大臣   | 坪川 信三君 |
| 国務大臣   | 荒木萬壽夫君 |
| 国務大臣   | 有田 喜一君 |

関する協定の締結について承認を求めるの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月八日

外務委員長 山本 利壽  
参議院議長 重宗 雄三殿

## 要領書

## 一、委员会の決定の理由

この協定は、わが国船舶が、一九六三年から一九六七年までの間の年間操業水準の平均を越えない範囲で、オーストラリアの領海の外側、距岸十二海里までの水域のうち、オーストラリア本土周辺の特定水域においては一九七五年十一月二十七日まで、また、パプア、ニュー・ギニア地域沖合の特定水域においては一九七一年十一月二十七日または両政府が合意するその後の日まで、まぐろ漁業に従事することを定め、またわが国まぐろ漁船が少くとも一九七五年十一月二十七日までオーストラリアのシドニーほか三港に寄港できることを規定したものである。

この協定の締結により、わが国漁船は、オーストラリア周辺の水域において、今後も引き続きは従来通りの実績を維持しながらまぐろ漁業に従事することとなるほか、外国漁船一般に對してはオーストラリアの港が閉鎖されるにもかかわらず、わが国まぐろ漁船は寄港を認めら

昭和四十四年四月十八日 参議院會議録第十九号

れることとなり、両国間の漁業関係は安定し、ひいては両国友好関係の増進に寄与するものと思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月八日

外務委員長 山本 利壽

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化交流のため、諸種の便宜供与、文化活動の奨励、教授学生の交換等について規定したもので、この協定の締結によりユーゴスラヴィアとの文化交流を通じ

て、両国国民の間の相互理解が一層深められ、両国間の親善関係の増進に資することが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月八日

地方行政委員長 内藤 晋三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人の住民税の基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の額の引上げ、住民税及び事業税の青色事業専従者給与の必要経費算入限度の廃止、土地等の譲渡所得に対する住民税、料理飲食等消費税、電気ガス税及び自動車取得税等について所要の改正を行なうほか、宅地開発に

伴い必要となる公共施設の整備に要する費用に充てるため、市町村は、目的税として宅地開発税を課することができることにするとともに、

地方道路譲与税の譲与基準の合理化並びに日本国有鉄道が納付する新規取得資産等にかかる市町村納付金の軽減措置等を講じようとするものである。よつて、昭和四十四年四月一日から施行することとした政府原案に対し、衆議院において、施行日を公布の日とする修正を行なつたもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、最近の社会経済の進展に即応し、国、地方を通ずる税制の抜本的改革につき再検討し、市町村、特に大都市の税源充実につき、速やかに適切な措置を講ずべきである。

なお住民負担の軽減を図るため引き続き左の措置を講ずべきである。

一、個人住民税の課税最低限度額を引上げ、所得

税の課税最低限度額に近づけるようつとめること。

二、飲食店、喫茶店等における飲食並びに宿泊等に対する料理飲食等消費税の免税点については更に引上げにつとめること。

三、電気ガス税については、国民生活水準の向上等を考慮し、負担の軽減をはかること。

四、昭和四十五年度における固定資産税の評価がえに伴う固定資産税の負担については負担の過重とならないよう所要の措置を講ずること。

五、宅地開発税の創設については、納税者に過重な負担を強いることのないよう十分な配慮を加えること。

右決議する。



第十五号(その二)中正誤

べし 段 行 誤

三三 二〇 そう

その 正

三〇 一 から 終わり  
三 できないと

できないかと

昭和四十四年四月十八日 参議院會議録第十九号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

価 一 部 四 十 円  
(送料別)

所 行 發

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七  
大 蔵 省 印 刷  
電話 東京 五八二 四四二(大代)